HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	刑罰による犯罪の抑止（１）　－アメリカにおける経済学的研究を中心として－
Author(s)	松村, 良之
Citation	北大法学論集, 33(1), 282-235
Issue Date	1982-07-05
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16387
Type	bulletin (article)
File Information	33(1)_p282-235.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　説

刑罰による犯罪の抑止 (1)

——アメリカにおける経済学的研究を中心として——

松　村　良　之

目　次

I. 序
II. 経済学の侵略
　1. 連邦政府の動員
　2. 経済学内在的理由
III. 一般抑止 General Deterrence の概念
IV. 一般抑止研究の諸タイプ
V. 日本における既存の研究
VI. 犯罪統計を用いた一般抑止研究 (1)——非経済学的研究——
　1. その基本的特徴
　2. 個別的研究
　3. 一応の結論と問題点 (以上本号)
VII. 犯罪統計を用いた一般抑止研究 (2)——経済学的研究——
VIII. 政策実験
IX. 実　験
X. 調査研究
XI. 結　論

I. 序

刑罰による一般予防についての実証的・経験的研究は，その重要性にもかかわらず，日本においては殆んど行われていない．本稿の目的は，アメリカにおける，刑罰による一般抑止 general deterrence[(1)] についての実証的・経験的研究を，主として経済学的研究に焦点をあてて紹介し評価しようとするものである．さらに，本稿では，その前提として，第[(2)]

1に，アメリカにおいて一般抑止についての実証的・経験的研究が発展してきた政治的・社会的背景を述べる．第2に，いかなる内在的及び外在的な理由によって経済学が刑罰による一般抑止の領域を研究対象にするようになったのか，更により広く犯罪の領域一般を研究対象にするようになったのか，を述べる．従って本稿は，第1に日本における一般予防についての実証的・経験的研究の出発点として有意義であるし，第2に，日本における刑事法の分野の，法と経済研究の出発点としても有意義であると思う．(3)(4)

刑罰が犯罪を抑止するのか，という問題は刑事法学の分野において最(5)も大きな問題の1つであり，歴史的に種々論じられてきた．そして，アメリカにおける抑止研究の論文では，刑罰による抑止の問題を初めて体系的に論じた学者として，通常ベンタム Bentham の名(彼の "Principles of Penal Law," in *The Works of Jeremy Bentham*, Vol. 1 (Bowring Edition, 1843)) があげられている (例えば，Zimring, 1971 : 3 ; Nagin, 1978 : 95 ; Zimring and Hawkins, 1973 : 75 ; Waldo and Chiricos, 1975 : 340 (original 1972) ; Chambliss, 1969 : 388 (original 1966)).(6)

しかしこの問題に対する実証的・経験的研究は，アメリカにおいても長い間行われてこなかった (アンデナエス，1978 : (上) 3 ; Waldo and Chiricos, 1975 : 340 ; Tittle, 1973 : 85 ; Nagin, 1978 : 95 ; Zimring, 1971 : 10-12).(7) ところが，アメリカにおいては，60年代後半から急速に抑止の問題についての実証的・経験的研究が行われるようになる．抽象的に言えば，問題の重要性が認識されていたにもかかわらず，刑罰に抑止力が存在することを示す証拠が60年代中半以前には存在していなかったことがその後の多数の実証的・経験的研究を生ぜしめる原動力となったのである (Nagin, 1978 : 95) が，この抽象的な理由の背後には，この種の研究を生ぜしめたアメリカに固有な政治的・社会的状況がある．次にこの点について述べよう．(8)

ここ20年来，犯罪の国アメリカというイメージは広く行きわたっているところであろう (アメリカの犯罪の現況についての紹介の例として，

上原 (1980, 81); 立山 (1978)).[9] 実際アメリカでは1960年代以降犯罪が増大し，減る気配をみせていない．すなわち，犯罪率（人口10万あたりの犯罪件数）は，暴力犯については，[10] 60年に160であったものが65年には198，70年には361，75年には482，[11] 79年には535と大幅に増加し，財産犯についても同様に大幅に増加している．[12] さらに，すべての指標犯罪について，一時期を除き，犯罪率は一貫して上昇しているのである．[13] このような60年代から70年代にかけての犯罪の増大は，犯罪の抑止の問題を一貫して大きな政治問題の1つにした．[14] そして，犯罪の問題が，連邦政府がとりくむべき大きな政治課題の1つになったのは直接的には1964年の大統領選挙にさかのぼる．その大統領選挙において，共和党の正副大統領候補であったゴールドウォーター Goldwater とウォーレス Wallace は，公民権運動の高揚と上昇する犯罪率に対して，犯罪の問題を選挙のキャンペーンでとりあげ，「法と秩序」という標語で犯罪に対するジョンソン大統領の寛容を攻撃した (Feeley and Sarat, 1980: 34). 結果的には周知のようにゴールドウォーターとウォーレスは選挙に破れたが，この動きは厳格な法執行をもとめる圧力団体を勢いづけ，[15] ジョンソン大統領は連邦政府をあげて犯罪問題に対処せざるを得なくなったのである (Feeley and Sarat, 1980: 35). そのような中で，1965年には法執行と司法に関する大統領諮問委員会 President's Commission on Law Enforcement and Administration of Justice が発足した (Feeley and Sarat, 1980: 36-37). 委員会の活動は，抑止研究の組織化と研究者の動員に大きな力となったが，[16] この問題は犯罪学の分野への経済学の進出の問題と深く関連するので次章で述べる．

さらに連邦政府は1965年に，法執行の改善のための補助金を創設した．そして，抑止研究との関連では，1970年以降，連邦が政策実験 policy experiment に補助金を支出するようになる (Zimring, 1978: 141).[17] 例えば，犯罪問題をかかえる連邦の8都市を選んで1972年から行われた効果的犯罪対策計画 The High-Impact Anti-Crime Program では，[18] 16億ドルの連邦の補助金が使われている (Zimring, 1978: 144). 又，

ニューヨーク州において1973年に施行されたロックフェラー麻薬取締法 The Rockefeller Drug Law の評価にも，連邦の補助金が支出されている (Zimring, 1978: 157, 143).

そして，このような連邦の補助金の支出は，先に述べたように連邦自体の犯罪とその抑止の問題に対する関心の強さを示しているが，さらに重要なことは，政策実験は法執行の方法の変更に伴うその評価であるから，政策実験が行われたということ自体，犯罪とその抑止に対する政策当局の強い問題関心を示しているということである.

犯罪と刑罰によるその抑止の論争を更にエスカレートさせたのが，1972年の死刑に対する連邦最高裁判所の違憲判決である (Furman vs. Georgia など).[19] この判決をめぐる論争は，死刑の抑止力，ひいては刑罰の抑止力の問題を社会的問題関心のまっただ中に置くことになったのである.[20][21]

従って，刑罰は犯罪を抑止するのかという問題については，個々の社会学者，犯罪学者が関心をもち，個々的に多数の研究を行ってきたのではない．連邦政府それ自体が，さらに他の各種公的・私的団体も刑罰の抑止力の問題に強い関心をもち，従って研究資金の面でも研究者の動員の面でもかなり組織的に研究が行われたのである.[22]

II. 経済学の侵略

60年代後半の抑止研究の主たる担い手は社会学者であったが，すでにその頃から経済学者による犯罪の経済学的研究がおこり，70年代に入ると，刑罰による抑止の領域においても経済学的研究が生じてくる.[23]

ここでは，いかなる理由で抑止研究に経済学が進出してきたのかという問題を学問内在的なそれと学問外在的なそれに分けて考察する．前者は，経済学のいかなる学問内在的な理由によって，経済学が犯罪の問題を扱うようになり，その中でも抑止の問題が中心的な問題の1つとなっていったのかという問題であり，後者は連邦政府による，犯罪統制政策 crime control policy への経済学者の動員の問題である．以上の2つの

問題はそれぞれ経済学者の犯罪研究が Becker (1968) と，前述の犯罪に関する諮問委員会 Crime Commission の組織化にさかのぼることができるとされている (Andreano and Siegfried (eds.), 1980: Editor's Introduction) ことに対応している．ここでは前章で述べた，抑止研究の社会的背景と関連のある後者の問題を先に取り扱う．

1. 連邦政府の動員

アメリカにおいては，費用・有効度分析 Cost-Effectiveness Analysis 及びそれと関連する予算策定方式である PPBS Planning-Programming-Budgeting System が 1960 年代に国防総省に始まり，やがて他の連邦機関及び多くの州・自治体に広がった (Grizzle and Witte, 1980: 279; 山川, 1981: 195–196).[24][25] それは犯罪統制政策の分野においても例外ではない．それ故，連邦政府が費用・有効度分析的考え方で犯罪に対処しようとしたことは，経済学者やオペレーションズ・リサーチの専門家を抑止研究に動員することに大きな要因となったのである．[26] 実際，多くの経済学者が前述の犯罪に関する諮問委員会の特別部会の報告書作成のメンバーとして動員された．そして，その諮問委員会は初めて犯罪の経済的な影響の程度を測定しようとしたものだと言われ (Andreano and Siegfried (eds.), 1980: Editor's Introduction: 3), そこでは社会全体の，及び刑事司法システム（警察，矯正，検察，弁護，裁判所）の犯罪のコスト及びその増加が問題とされている (President's Commission on Law Enforcement and the Administration of Justice, 1967: 31–35. なお，263–265 では刑事司法のシステム分析が行われている).[27] つまり，結論的に述べれば，犯罪のコスト及び犯罪統制のための最適な資源配分が問題となる限り，経済学者が動員されたのは当然のなり行きである．[28]

ところで，前段で述べた，連邦政府の側からする経済学者の動員を経済学者の側から見れば次のように言えるであろう．すなわち彼らは政策志向であり，自らが持っている科学的方法，つまり社会学・犯罪学に対する経済学の方法論上・技法上の優越性を武器に，自分達を政策当局に売り込むことに成功したということである．[29][30][31]

2. 経済学内在的理由

経済学を希少な資源の配分についての学問，あるいは，個人の選択の最適化を扱う学問 (Rottenberg, 1973 : 1–2)，又は競合する目的を満足させる希少な手段の配分の学問 (Becker, 1976 : 3–4) であると理解すれば，経済学を他の学問と区別するのは対象ではなく方法であるということになる (Becker, 1976 : 5).

そこでは人間は自己の効用函数を最大にするように行動すると仮定される．そして，この合理的選択の仮定を経済学の原理と考えるならば，[32] この原理は，他のあらゆる学問領域に適用可能であり，それは行動理論の合理的選択モデルとよばれるべきである．そしてこの合理的選択モデルが対象とすべき1つの領域として法があり，[33][34] 犯罪があるということになる．そのような意味で，犯罪学への経済学的アプローチは結局経済学帝国主義の1つのあらわれというべきである．[35][36]

そしてここで述べた犯罪の経済学的研究の立場に立てば，犯罪者は合理的に選択し，危険が存在する行動 risky activity に従事したのだとされる (Rottenberg, 1973 : 3). つまり，ここでは犯罪者の行動に合理的人間の仮定，例えば，行為者は確率的に期待できるところの自己の効用函数を最大にするように行動する（ホモエコノミクスの仮定）とか，行動の選択肢は行為者にとって既知であり，それぞれの選択肢につき確率的に期待できる効用もすべて既知であるという仮定（完全情報の仮定）をおいているわけである（合理的人間の仮定については例えば平井 (1978 : 13)). このような前提のもとで彼らの主張は，時に非常に単純であり，時にそれまでの犯罪学者の，そして人々の常識に反するものである．例えば，彼らは非常に単純に犯罪の頻度を減らすためには，犯罪のコストを高めることを勧告する (Rottenberg (ed.), 1973 : Preface). さらに，このような経済学的な前提に立つと，再犯率の高さに関して一見奇妙な結論が導かれることになる．つまりアメリカでは常習犯の再犯率が高い．これに対して普通の人々は「一度有罪とされたり刑務所に入ったら犯罪が割に合わないことを知るはずである．それにもかかわらず犯罪を繰り

返すのは犯罪者が非合理に行動しているからだ.」と考える．これに対して，経済学者にとっては「犯罪者はコストと利益の確率を知った上で犯罪を行った．従って再び犯罪を行うのは当然である.」ということになり，再犯率の高さは刑罰に抑止効果があることと何ら矛盾しなくなるのである (Rottenberg, 1973 : 3 ; Klein, 1973 : 108).[37]

ところで犯罪の経済学は，そのリーディングスを見れば明らかなように多方面にわたる．従って次に議論すべき問題は，犯罪の経済学の中で一般抑止研究，[38] 特に計量経済学の同時推定法 simultaneous estimation を用いた一般抑止研究がいかなる理由でその大きな研究領域の１つとなっていったのかである．先に述べた Becker (1968) は，基本的には犯罪のコストを問題にし，犯罪による社会的損失（損害・刑罰などのコスト）を最小にするために，資源の配分に関する経済理論を用いている．従ってそこでは社会的損失を最小にするという法執行の最適解との関連で抑止が問題となるにすぎない．抑止に焦点をあてた研究は Ehrlich (1973 b) (実質的には 1970) に始まるのである．[39] 従ってここでは Ehrlich (1973 b) を手がかりに犯罪の経済学のアイディア全体と，抑止の問題がいかに内的に関連しているのかを探究していこう．[40]

Ehrlich (1973 b) は「犯罪行動の包括的な決定モデルを定式化しそれを利用可能な経験的証拠によってテストする試みがこの論文ではなされる.」と述べ (Ehrlich, 1973 b : 522), 彼の目的が犯罪行動の経済学的なモデルの構成にとどまらず，それと計量経済学的なレベルでの実証，つまり現実のパラメータ推定とを統合するところにあることが示されている．アーリックは，犯罪行動のモデル構成において，刑罰のコストのみではなく，合法的行動と非合法的行動の双方についてそのコストと利益を問題にする（非合法的行動においては純益は逮捕されるかうまくやりとげるかの条件づきで変化する)．そして，アーリックは，犯罪者の行動決定の問題を不確実性下における資源の最適配分の問題として表現することにより，犯罪市場への最適な参加のモデルを展開しているのである (Ehrlich, 1973 b : 522–529).[41] そして彼は，この，モデルとして構成され[42]

た犯罪行動函数を，集合的なレベルで展開し直す．そのことによって初めて，犯罪行動函数は，既存の犯罪統計，経済統計などの集合的データに基づき，回帰分析 regression analysis[44] を用いて計量経済学的なレベルでの実証が可能になる（それは犯罪供給函数とよばれる）[45] (Ehrlich, 1973 b : 534, 537–540).

次に彼は逮捕の確率，犯罪行動の純益（それらはサンクションの確実性と厳格性を表現しており，犯罪供給函数の基本的な独立変数である）は外生変数ではなく，逮捕などの法執行は，法執行にどの程度資源が配分されるのか（それは法執行の経費によって表現される）によって決定され，又反対に，法執行への資源の配分は，犯罪率とそれによって生じた社会的損失に影響されると考える[46] (Ehrlich, 1973 b : 540). そして法執行は法執行生産函数 production function of law enforcement activity として，法執行への資源の配分は，法執行の需要函数 demand function として，犯罪供給函数と同様に実証可能な回帰方程式として表現される．そして法執行の生産，犯罪の供給，法執行の需要（法執行への資源の配分）を表わす3つの方程式は，1つの方程式の従属変数が他の方程式の独立変数となっているので同時方程式 simultaneous equations として構成され，回帰分析が実行される[47] (Ehrlich, 1973 b : 540, 548 et seq.).

ここで重要なことは，今述べたような思考のプロセスは，経済学者にとっては必然的なものである，ということである．つまり，犯罪行動のモデルを構成する時には，経済学のアナロジーから，彼らには犯罪市場及び市場均衡というアイディアが生ずる．そうなれば，サンクションの確実性と厳格性に関する変数は一般的には単なる外生変数ではなく内生変数でもあり得ることになり，彼らはそれらの変数を同時的なモデルで捉える必要性を認識することになる．結局，結論的に言うと，アーリックにおいては，効用最大化の仮定で犯罪行動を捉えるという犯罪の経済学の基本的アイディアと，同時推定法を用いた一般抑止研究は犯罪の経済学という全体的な枠組の中で内的に統合されており，後者は前者の必然的な帰結であった．このように見てくれば抑止についての計量経済学[48]

的研究が犯罪の経済学の中心の1つとなったことは，当然のことと言わざるを得ない．その後，一般抑止研究は徐々に犯罪の経済学という全体的な枠組を失い，計量経済学の技術的側面のみが強調されるようになるのである．

最後に，犯罪の経済学の中で，抑止研究が中心的な位置を占めることとなった理由として学説史的なそれをあげなければならない．つまり，既に述べたように経済学の基礎にある，人間は自己の効用を最大にするように行動するという仮定と刑罰による抑止の考え方は，いずれも直接的にはベンタムに遡るのである．この経済学と，刑罰による抑止の考え方の思想的な近親性によって，経済学者は容易に抑止の分野に近づくことができたのである．(49)(50)

このようにして，経済学者はそれ以前に社会学者・犯罪学者が行っていた統一犯罪報告書，全国刑務所統計等の集合的なデータを用いる一般抑止研究（それも一部の例外を除いては，Gibbs (1968) に始まるにすぎないのだが）に，計量経済学的な手法を武器に大規模に進出してきたのである．

III. 一般抑止 General Deterrence の概念

この章は，今まで曖昧なままに用いていた抑止 deterrence 及び，その関連概念を明確にすることを目的とする．(51)

抑止 deterrence という概念は，刑事司法の領域には限られない概念であるが (Beyleveld, 1980 : xvi), 英米系諸国では刑事司法の領域において広く用いられている．(52) そして一般的に言えば，刑事司法において抑止という言葉を用いる場合，広義で用いる場合と狭義で用いる場合がある．(53) 広義では抑止という言葉は犯罪に対して防止的な力を行使するものという意味で用いられる．(54) そしてこの広い定義は次のような立場，すなわち「一般抑止の概念はマクロなレベルないしは社会学的概念である法の遵守率として表現することができる．（中略）そのような意味の一般抑止を問題とすることは，法の遵守率を同じレベルの他の変数で説明するとい(55)

う方向に我々を導く．(中略) それによって心理学的な変数を用いて一般抑止を説明する際に生ずる混み入った問題を避けることができる．」(Bankston and Cramer, 1974 : 253) という立場から正当化される．つまり，問題をマクロなレベルで取り扱う限り，抑止の心理学的な過程を問うことは意味がないのである．

次に抑止という言葉は，狭義においては，当該人のパースナリティの内部においてではなく，パースナリティの外部において，犯罪を行った場合に生じる，恐怖の対象となっている結果 feared extrinsic consequences of illegal action によって犯罪がなされなかった場合にのみ用いられる．つまり，個人のパースナリティの内部的理由によって犯罪がなされなかった場合と，外部的理由によって犯罪がなされなかった場合をはっきり分け，後者の場合のみを抑止とよぶのである．犯罪統制手段を行使する法執行機関は通常狭義の抑止を念頭に置いている，という理由でこの狭義の抑止の概念が支持される (Beyleveld, 1980 : xvii).[56]

次に，以上の説明をわかり易く補足するために，Zimring (1971 : 1), Zimring and Hawkins (1973 : 70) の例を参考にして，広義の抑止の概念，及びその関連諸概念について説明しよう．彼らは，「芝生内立入禁止．違反者は罰金 100 ドル．」という掲示を例[57]にあげて諸概念を説明するだけで，一般的な説明をしているわけではないが，それを解釈すれば次のようになるであろう．脅し threat とは，ある行為を行ったならば，例の場合で言えば芝生に立ち入ったならば，それを行った人々に対して不快な結果，例の場合で言えば罰金 100 ドルを科することを知らせ，それによってその行為の量を減じようとする試みである．脅し機関 threatening agency とは不快な結果を人々に知らせ，それを実行する機関である．脅されている行動 threatened behavior とは，もしその行動を行ったならば，行った人々に対して不快な結果が科せられる行動，例の場合には芝生に入ることである．脅されている結果 threatened consequence とは，科される不快な結果，例の場合で言えば罰金 100 ドルが科されることである．更に，導効果 channeling effect とは脅しの存在のために

社会の成員の行動に生じた一切の変化である．抑止とはその下位概念であって，脅しが脅されている行動 threatened behavior の頻度を減少せしめることによってその目的を達した場合にのみ抑止という言葉が用いられるのである．(58)

次に，抑止の広い定義を採用した場合には，抑止はその心理的過程の差異によっていくつかのタイプに分けられる．抑止の第1のタイプは，単純抑止 simple deterrence (直接抑止 direct deterrence) である (Zimring, 1971 : 3–5 ; Zimring and Hawkins, 1973 : 75–77).(59) そして単純抑止についてジムリングらは次のように述べている．「このメカニズムは要するに脅されている結果，つまり刑罰の不快さによって誘発され，それによって心の変化を惹起し，脅しが犯罪を減少させるメカニズムである．犯罪によって得られるかもしれない快が，法的脅しによって伝達された大きな不快によって相殺されるのである．要するに，ある特定の時点において，この犯罪とこの刑罰を比較するという非常に特定的なものである．従って単純抑止は，完全に情報を知り完全に合理的な冷静な消費者のイメージに対応した抑止のメカニズムである．これに対して一部の学者は，超合理的な潜在的犯罪者のイメージを放棄しつつも，不快を避けるために犯罪を行わないという考えに理由があることを認めている．又，他の学者は，苦しみと楽しみの素早い計算者 lightening calculator of pain and pleasure というイメージと不可分に結びついている単純抑止の概念それ自体を完全に放棄している.」(Zimring, 1971 : 3 ; Zimring and Hawkins, 1973 : 76).

次にジムリングらは，広義の抑止の他のタイプとして，1. 正邪の教え手としての脅しと刑罰　2. 習慣形成者としての脅しと刑罰　3. 法に対する尊敬を生ぜしめるメカニズムとしての脅しと刑罰　4. 法への同調の付加的な理由としての刑罰による脅しの4つをあげている (Zimring, 1971 : 4–6 ; Zimring and Hawkins, 1973 : 77–89).(60)(61)(62) その各々の内容を説明することは本稿の趣旨からはずれるので一切省略するが，結局，ジムリングらが述べるように，刑罰の脅しが道徳性の発達と法に対する尊敬の発達

に役割を演じているとするならば，刑罰の脅しと社会化の過程は緊密に結びついているのであり，経験的研究において単純抑止の効果のみを他から分離することは困難になるのである (Zimring, 1971 : 6 ; Zimring and Hawkins, 1973 : 89).

このように考えると，抑止を狭い意味で定義することにもそれなりの利点があることは認めざるを得ないが，本稿では次に述べる理由によって，広い意味での定義を採用する．その理由は，第1に，狭い意味の抑止の定義を採用したとしても，単純抑止以外の，広義の抑止のメカニズムと識別できないということ，第2に，刑罰の脅しと社会化が密接に結びついているのであれば，[63] そもそも抑止を狭い意味でのみ捉えることは適当ではないということ，第3に，本稿で主として取り扱う，集合的なデータを用いた抑止研究においては，抑止の社会的・心理的メカニズムを問題にしない，ないしはすることができない[64]ということである．

最後に，抑止の，本稿と関連のある重要な下位概念として，全抑止 absolute deterrence 及び限界抑止 marginal deterrence という概念を説明しなければならない (Zimring and Hawkins, 1973 : 72 ; Zimring, 1971 : 2). 抽象的に言えば，経済学における「限界」という言葉から明らかなように，[65] 本来は限界抑止は全抑止の変化率である．しかし，ここでは数学的に定式化されているわけではないので，よりゆるく，脅しが存在する場合と存在しない場合を比べてその抑止効果を問題にする場合には，全抑止という概念を用い，あるタイプの脅しと別のタイプの脅しとの間でその抑止効果を比較する場合には，限界抑止という概念を用いる．そして実際に問題となるのは主に限界抑止 marginal deterrence[66][67][68] である．従って限界抑止の概念は基本的に重要である．[69]

IV. 一般抑止研究の諸タイプ

一般抑止の研究方法には，以下に述べるように，統一犯罪報告書 Uniform Crime Report などの既存の統計資料を利用するものから，実験室的な心理学的実験に至るまで様々なタイプのものが存在する．それ

故，この章では一般抑止の研究方法にはどのようなタイプのものがあるのかについての図式的な概観を行う．

一般抑止の研究方法による分類は，論者によって多少異なるけれども，本稿では次のように分類しよう．

1. 集合的データによる研究
   - ① 横断的 cross-sectional 研究
   - ② 時系列的 time-series 研究
2. 政策実験 policy-experiment
   (擬似実験 quasi-experiment)
3. 実験 experiment
4. 調査研究 survey

1. の集合的データによる研究は，資料として統一犯罪報告書 Uniform Crime Report,[70] 全国刑務所統計 National Prison Statistics[71] などを用い，犯罪率，収監率，刑期等々について，統計的な手法を用いて，①については，州間の比較などの横断的比較，②については，時系列的比較を行う．

次に 2. の政策実験とは，刑罰に関する法執行の方法の変更の際に，あるいは政策当局と協力[72]してそのような変更を作り出して，その変化を観察する研究である．その中には，一方では単なる偶発的事態の観察とか，リサーチ・デザインのまずさから実験群に対して統制群を全く欠く研究[73]のように，実験としてみた場合，致命的に不完全な研究が存在するが，他方では実験群と統制群がランダム割りあてで割りあてられるような完全な実験に近い研究も存在する．そして政策実験は，本来の実験の代案という意味で擬似実験ともよばれる[74] (Grizzle and Witte, 1980 : 259).

3. 実験については，心理学における正直性 honesty 研究の延長線上にあるものなどが多く，刑罰による犯罪の抑止の研究にとって意味のある研究は少ない．[75]

4. 調査研究では，実験とは異なり条件の人為的統制は行われない．そこでは被験者に対するインタヴューあるいは彼らの質問票に対する回答結果から，被験者の知識・態度・経験などが調べられる．調査研究の

中で一般抑止研究にとってもっとも有意味な研究は，自己申告犯罪 self-reported criminality を扱っているそれである.[76]

V. 日本における既存の研究

一般抑止についての経験的な研究の重要性にもかかわらず，日本においてはこの種の研究はごく少ない.

第1に，外国の抑止研究を扱った2次的文献として，藤本 (1978) はアーリックその他の死刑の抑止力の研究を扱い，棚瀬 (1973) は，かなりのスペースをさいて，アメリカにおける抑止研究のいくつか (統計的研究として Gibbs (1968), Tittle (1969) など，その他の研究として Schwartz and Orlens (1970) (original 1967) など) に言及している (棚瀬，1973: 25–34). 又，細井 (1981) は，スウェーデンの，抑止についての政策実験を紹介し，福永 (1981) は，犯罪統制研究の紹介の中で，かなり不完全ではあるが抑止と関連すると思われる研究の概観を行っている.

第2に，犯罪統計などの統計資料を用いた，日本人研究者自身の実証的研究は，おそらく刑事司法システムのアメリカとの差異が大きな理由の1つとなって，ほとんど行われていない.[77] 警察力及び警察活動の水準が犯罪抑止にどの程度寄与しているかを探究した星野 (1976, 77),[78][79] 交通違反に対する，警察活動の抑止力を問題にした塙 (1972)[80] が存在するくらいである.

第3に，統計資料以外の手法を用いた研究について述べる. 政策実験ないし実験に属するものとして，村田・小林 (1972) は，赤灯を点滅しながら待機するパトロールカーの存在，及び制服警官の路端における監視が車両の走行速度にいかに影響を及ぼすかを問題にし，小林・小山 (1975)[81] は，警察官の監視効果が横断歩行者の歩行にどういう影響を与えるかを問題にした.[82] 純粋の実験室的実験については，刑罰による犯罪の抑止にとって有意味な研究は存在しない. 調査研究については，刑罰の確実性，厳格性についての主観的な認知を扱った若干の研究が存在するにすぎない (例えば，太田 (1967); 高橋 (1970; 1977 a; b); 高橋・西村 (1975;

1976)). 又, 自己申告犯罪を抑止という観点から扱った研究は存在しない.[83]

第4に, 一般抑止全体と関連する研究として, 朴(1979)はそのリサーチ・デザインについて論じている. 又, 犯罪の経済学全体と関連する研究として, 刑罰の執行を公共財の供給とみて, 刑罰を経済学の公共財の理論に従って分析した山田(1978)がある. なお, 敷田(1980)は数学的な定式化を行ってはいないが, アイディアとして刑務所の過剰収容の解決という観点から, 刑事司法過程全体の資源配分の最適化を論じている.[84]

*　　*　　*　　*

以下の章においては, アメリカにおける個々の一般抑止研究をとり扱う. 内容に入る前に, 本稿がとり扱う研究の範囲について簡単に述べておきたい.

本稿の対象は, アメリカの研究であるが, 英語圏のカナダ・イギリスの研究を一部含む.[85] 本稿は, 集合的データに基づく研究, それも1960年代の後半から始まる社会学者の研究とそれに対する批判として生じた1970年代の経済学者の研究を主として取り扱うが, 集合的データに基づく研究のうち, Gibbs (1968) 以前に散発的に行われていた研究,[86] 死刑の抑止力についての研究,[87] 時系列データに基づく研究[88]については一切ふれない.[89] なお, 政策実験についてはその骨格がわかるようにふれ,[90] 実験及び調査研究については集合的データに基づく研究の欠点を補うという意味でふれる.

VI. 犯罪統計を用いた一般抑止研究 (1) —— 非経済学的研究 ——

1. その基本的特徴

この章では, 主として犯罪学者の, 非経済学的な諸研究を取り扱う. 彼らの一般抑止研究は60年代後半以降急速に盛んになってきたが, その犯罪学内部での背景について Tittle (1973) はおよそ次のように述べている. 「長い間, 正統的な犯罪学者の見解によれば, 刑罰は抑止効果をあまり持っていないということになっていた. その根拠は次の2つの議論すなわち, 第1に死刑が, それに次いで厳格な刑罰に比べて抑止力

を何ら付加してはいないという議論，第2に，死刑と無期刑しか特別抑止の効果を持たないという議論に基づいていた (Tittle, 1973 : 85-86). ところが，60年代以降逸脱研究の関心が逸脱行動そのものから逸脱に対する反応に移り (Tittle, 1973 : 87), その結果，刑罰その他の刑事司法機関の制裁を独立変数とする考え方が広まった．それ故，多数の人々が刑罰のもつ抑止力についての従前の解釈と仮定に疑問を持つようになり，死刑と常習犯行研究の再評価が行われるようになった (Tittle, 1973 : 87).[91]」ここで直接的に言及されているのは死刑と再犯についてであるが，このような状況のもとで，刑罰と犯罪は無関係であるとするそれまでの一般的信念が批判を受けるようになり，又，60年代に入って初めて犯罪統計が整備されてきた．その結果，60年代後半になって，I. 序　で述べた一般的な歴史的背景とあいまって，犯罪学者の間で集合的データに基づく抑止研究が急速に生じてきたのである.[92]

次に，個々の研究をとり扱う前に，それらの研究全体に共通な特徴，前提について述べる.[93]

それらの研究は，観察単位として異なった地域，異なった法的管轄区域を用いる（多くは，州が観察単位となる）(Blumstein et al. (eds.), 1978 : 20). 研究の方法としては，まず各観察単位ごとに，F.B.I. の統一犯罪報告書，司法省の全国刑務所統計などの集合的データを用いて，犯罪率（ある年度の単位人口あたりの犯罪件数）と，刑罰の厳格性と確実性[94]を表わすと考えられる何らかの変数の値を求める．次にそれらの刑罰に関する変数と犯罪率との相関を探究するのである (Nagin, 1978 : 99). 刑罰の確実性及び厳格性を表わすと考えられる変数，すなわちサンクション変数 sanction variables としては次のようなものが用いられている.

(a)　刑罰の厳格性

刑期の平均又はその中位数 median[95]

(b)　刑罰の確実性

収監率 probability of imprisonment（報告された犯罪数に対する刑務所収監者の割合),[96]

あるいは

逮捕率（報告された犯罪数に対する逮捕者数の割合）[98]

さらに，刑罰の厳格性・確実性の他，警察の資源に関する様々な変数（例えば，警官の人口比，単位人口当りの警察予算など）が犯罪統制の独立変数として用いられることがある．

そして，研究は多数にのぼるが，用いられた資料は限られている．全国刑務所統計の1960年版は，多くの研究にとってサンクション変数のデータのもととなっている（Blumstein et al. (eds.), 1978 : 99). 研究の技法としては，単純相関，回帰分析，クロス表，順位相関係数などが用いられている．

結局のところ，経済学的研究も含めて集合的データを利用する研究は，次のような前提に基づいているように思われる．「一般抑止は刑罰を受けた個人のその効果に関心があるのではなく，広く人々一般に対する記号的な効果に関心がある．一般抑止は，それ自身として，特定の個人と結びついた効果というよりも社会の成員全体と関連した集合的な現象である．従って，抑止は犯罪率と科されるサンクションの確実性・厳格性との間の負の相関としてのみ表わされるのだ．」(Nagin, 1978 : 111)

2. 個別的研究

この節では，この種の研究のきっかけとなったGibbs (1968), Tittle (1969) を扱い，さらにそれに続く研究を多少補足的に述べる．最後に特色のある研究，次章以下で議論する問題と関連のある研究にふれることとする．

(1) Gibbs (1968)[99]

この研究では変数として各州ごとに次の3つが用いられた．第1の変数は，1960年に殺人で収監された収監者数を59, 60年に警察に知られた殺人件数の平均で割ったもの，つまり収監率であり，刑罰の確実性を表わす．第2の変数は60年12月31日現在の殺人による収監者の刑期の中位数 median[100][101] であり，刑罰の厳格性を表わす (Gibbs, 1968 : 521). 第3の変数は殺人率，すなわち59年から61年までの人口10万当りの

殺人件数の年平均である (Gibbs, 1968 : 522). 次に, このような数値を州毎に表にしたのが表-1 である.

まず手法としては, 殺人率と収監率, 刑期との間で重相関を求めることが考えられるが, この場合明らかに正規分布の仮定を満たさないので (Gibbs, 1968 : 523), ここでは χ^2 検定を用いている. 第1に, 表-2 で示すように収監率の中位数で 48 州を 2 つに分け, さらに, 刑期の中位数でも 48 州を 2 つに分ける. 以上の手続きでできた 4 つのグループを横

(102)

表—1 殺人による収監の確実性・刑期の厳格性及び殺人率

州	殺人による刑期の厳格性 (単位月)	殺人率	収監の確実性 (単位パーセント)
Maine	66.0	1.5	46.7
New Hampshire	81.0	1.5	33.3
Vermont	84.0	0.8	66.7
Massachusetts	60.6	1.4	43.8
Rhode Island	51.0	1.0	23.5
Connecticut	53.2	1.3	61.3
New York	34.8	3.1	52.6
New Jersey	44.0	2.6	57.0
Pennsylvania	72.0	2.6	31.1
Ohio	53.3	3.2	47.9
Indiana	61.9	4.0	27.4
Illinois	64.0	4.8	40.0
Michigan	70.7	4.1	39.8
Wisconsin	51.0	1.3	52.1
Minnesota	85.8	1.1	51.3
Iowa	84.0	1.1	50.0
Missouri	51.1	5.1	28.9
North Dakota	132.0	0.6	66.7
South Dakota	45.0	1.9	21.4
Nebraska	32.5	2.5	58.3
Kansas	54.0	2.5	46.7
Delaware	40.8	4.9	42.6
Maryland	31.0	4.8	59.5
Virginia	53.5	8.6	45.5

州	殺人による刑期の厳格性（単位月）	殺　人　率	収監の確実性（単位パーセント）
West Virginia	46.8	4.4	50.3
North Carolina	29.8	9.2	68.2
South Carolina	56.3	12.4	21.5
Georgia	41.0	11.8	50.5
Florida	29.5	10.1	37.8
Kentucky	40.5	6.2	46.3
Tennessee	45.8	7.8	38.8
Alabama	40.4	12.9	35.7
Mississippi	38.3	10.6	46.5
Arkansas	91.0	9.3	43.8
Louisiana	27.9	6.9	51.4
Oklahoma	60.3	6.4	23.1
Texas	46.0	8.8	24.7
Montana	46.8	3.4	60.4
Idaho	39.4	2.2	51.6
Wyoming	46.5	4.2	60.0
Colorado	63.8	4.8	23.8
New Mexico	32.7	6.7	52.4
Arizona	35.6	5.9	32.9
Utah	39.0	1.5	87.0
Nevada	24.0	8.1	42.6
Washington	46.4	2.1	47.0
Oregon	41.5	2.4	48.8
California	35.9	3.7	42.6

資料：
1. Federal Bureau of Prisons, Characteristics of State Prisoners, 1960
2. Federal Bureau of Investigation, Uniform Crime Reports 1959, 60, 61

にとり，殺人率の中位数で48州を2つに分けたグループを縦にとり，2×4のクロス表を作る．そしてχ^2検定を行う．結果を見ればわかるように，殺人率と刑罰の確実性・厳格性との間には有意な関連があり，ここでは刑罰の確実性と厳格性の加法的関係がきいている．第2に，表-3にあるように，刑罰の厳格性・確実性がいずれも中位数より大きい州，いずれも中位数より小さい州のみをとり出し，それらの州のみで

表—2 殺人率と刑罰の確実性・厳格性のクロス表

		刑期の厳格性中位数以下 (46. 65 月)		刑期の厳格性中位数以上 (46. 65 月)	
		収監率中位数 (46.6%) 以下	収監率中位数 (46.6%) 以上	収監率中位数 (46.6%) 以下	収監率中位数 (46.6%) 以上
平均殺人率 (人口10万当り) 59～61年	中位数以上 (4.05)	9	6	8	1
	中位数以下 (4.05)	2	7	5	10

$\chi^2=12.60$, $p<.01$*

* 有意水準1%のレベルで有意の意味

Gibbs, 1968: 524 Table 2 より

表—3 殺人率と刑罰の確実性・厳格性のクロス表
(極端な場合と他の場合の比較)

		極端な場合		他の場合	
		確実性・厳格性いずれも中位数以下	確実性・厳格性いずれも中位数以上	確実性中位数以下厳格性中位数以上	確実性中位数以上厳格性中位数以下
殺人率	中位数以上	9	1	8	6
	中位数以下	2	10	5	7

$\chi^2=11.74$, $p<.01$
$\varphi^*=-.73$
* 属性相関係数の1つ

$\chi^2=0.62$, $p<.45$
$\varphi=-.15$
有意な関係なし

Gibbs, 1968: 525 Table 3 より

表—4 殺人率と刑罰の確実性・厳格性のクロス表
(確実性と厳格性を別々に比較)

		確実性		厳格性	
		収監の確実性中位数以下	収監の確実性中位数以上	刑期の厳格性中位数以下	刑期の厳格性中位数以上
殺人率	中位数以上	17	7	15	9
	中位数以下	7	17	9	15

$\chi^2=8.32$, $p<.01$
$\varphi=-.48$

$\chi^2=3.00$, $p>.05$*
$\varphi=-.25$
* 有意水準5%では有意な関係はない

Gibbs, 1968: 526 Table 5 より

2×2のクロス表を作る（比較のために，それ以外の州についてのクロス表も掲げてある）．そうすると，刑罰の厳格性と確実性の加法的効果はよりはっきりする (Gibbs, 1968 : 525)．第3に，表-4のように刑罰の厳格性と確実性にそれぞれ分けて考察すると，刑罰の確実性の方が相関が高い (Gibbs, 1968 : 526)．厳格性については有意ではないが一応負の相関があると言える．

(2)　Tittle (1969)

Tittle (1969) は，基本的に同じ資料に基づいて，対象範囲を殺人から指標犯罪全体に広げている[103]．彼は全犯罪及び各々の犯罪の犯罪率と収監率[104]，刑期の中位数との間[105]で相関係数（ここではケンドールの Tau）を求めている[106] (Tittle, 1969 : 415) (表-5)．そして結論的には刑罰の確実性と各犯罪の犯罪率との間には負の相関，しかも多くは有意な負の相関があるが，刑罰の厳格性との間では，殺人を除いてはむしろ一般的には有意ではないが正の相関がある．

次章で述べる経済学的研究と関連する，Tittle (1969) が指摘している重要な点は，彼が，負の相関から直ちに抑止の仮説を支持するのではなく，因果関係の方向として逆の場合がありうることを認めている点である．つまり，犯罪率が低ければ，より多くの人的資源を1件あたりの犯

表—5　刑罰の厳格性及び確実性と犯罪率との相関

	確　実　性	厳　格　性
全　犯　罪	−.45	.14
Sex Offenses	−.57[a]	.26[c]
Assault	−.46[a]	.18
Larceny	−.37[a]	.14
Robbery	−.36[a]	.05
Burglary	−.31[b]	.14
Homicide	−.17	−.45[a]
Auto Theft	−.08	.04

a, b, c, それぞれ有意水準 0.1%, 1%, 5% で有意であることを表わす
Tittle, 1969 : 415　Table 1 より

罪にさくことができるし (Tittle, 1969 : 420), 又逆に, 高い犯罪率は刑務所の過剰収容をもたらし, そのことが裁判所をして保護観察や執行猶予を採用せしめ, ここで定義した刑罰の確実性, すなわち収監率を減少させるという逆の因果関係の存在の可能性を彼は問題にしている (Tittle, 1969 : 420).[107][108] そしてこの逆の因果関係をも想定することは, 次章でとり扱う計量経済学における同時的モデルの考え方に結びつくのである.

(3) Gibbs (1968), Tittle (1969) に続く諸研究

Gray and Martin (1969) は, Gibbs (1968) を別の技法で, つまり, 回帰分析及び重回帰分析を用いて考察している (表-6). 単純相関によると, 厳格性の方が確実性より殺人の分散をよく説明している.[109][110] さらに, 重相関によると確実性と厳格性の加法的な効果が効いていることがわかる (Gray and Martin, 1969 : 392).

次に彼は, 線型ではない $H=b_0S^{b_1}C^{b_2}$ なるモデルを考え, 対数変換 $\ln H=b_0+b_1\ln S+b_2\ln C+e$ を行って回帰分析を実行している. 結果の基本的パターンは同一であるが, 相関係数は一般的に高くなる (Gray and Martin, 1969 : 393. なお, 結果省略).

表—6 回帰分析 (線型)

		相関係数	説明率*	回帰係数
単純相関	H-S	−.367	.135	−.062
	H-C	−.281	.079	−.023
	S-C	−.023	.001	−.033
	C-S			−.016
	H-SC (S と C の積)	−.442	.195	
偏相関	H-S/C (C をコントロール)	−.389	.151	−.062
	H-C/S (S をコントロール)	−.311	.097	−.025
重相関	H/S-C	.468	.219	

H: 殺人率
S: 科された刑罰の厳格性
C: 収監の確実性
* 推定値の分散に占めるその変数の分散の割合のこと
Gray and Martin (1969 : 39) Table 2 より

結論的には，Gibbs (1968) の主張は確認された．但し確実性，厳格性のどちらが重要かは将来の研究に待つ他はない (Gray and Martin, 1969 : 394-395).[111]

次に，Chiricos and Waldo (1970) は Tittle (1969) の対象年次を刑罰の確実性について 1950 年，60 年，63 年に，刑罰の厳格性について 60 年，64 年に広げてより包括的な分析を行った．その結果，確実性に関して一貫して有意な負の相関が見られたのは加重暴行傷害のみであった．他の犯罪については，一般的には負の相関が見られるが常に有意というわけではない (Chiricos and Waldo, 1970 : 206-207).[112] 厳格性に関しては 60 年の殺人のみ有意な負の相関であり，他の場合は，無相関ないしはむしろ正の相関が見られた (Chiricos and Waldo, 1970 : 207-208).

次に，Logan (1972) においては，第 1 に指標犯罪と刑罰の確実性である収監率との間には負の相関 (Logan, 1972 : 66, Table 1. 表省略)，厳格性との間には，単純相関をとった場合に殺人についてのみ有意な負の相関がある (Logan, 1972 : 69) ことが示された．しかし第 2 に，確実性が低い 20 州と高い 20 州の 2 つのグループに分け，それぞれのグループの中で回帰分析を行うと，確実性が低いグループでは厳格性が犯罪率に対してある程度負の効果をもっていることが示された．つまり，刑罰の確実性が非常に低い場合には，刑期の長さが抑止にとって問題となる，というのである (Logan, 1972 : 70-71).[113]

その他，Gibbs (1968), Tittle (1969) の延長線上にある研究，ないし考え方としてそれらを発展させた研究としては次のようなものがある．Bailey and Smith (1972) は，抑止にとって厳格性と確実性は加法的に効いていないのではないかと考え，抑止における厳格性と確実性の関係を追求した．Bailey et al. (1974) は，Tittle (1969), Gray and Martin (1969) などと同じ結果を得た．Antunes and Hunt (1973) は確実性の単独モデル，厳格性の単独モデル，両者の加法モデル，乗法モデルなどについて回帰分析を行った (Antunes and Hunt, 1973 : 151-152).[114] さらに，Erickson and Gibbs (1973) は，Gibbs (1968) のデータを用い，2 つのサ

ンクション変数の結びつき方を問題にした．彼らの基本的な主張は，厳格性と殺人率との関係は，州と州の間の確実性の変化の大きさに依存しているということである (Erickson and Gibbs, 1973 : 542). Erickson and Gibbs (1976) は70年のデータを用いて, Logan (1972) の追試 (Logan (1972) は 60 年の同じデータを用いている) その他の分析を行った．基本的には，犯罪率と確実性との間には相関があるが，厳格性との間には相関がないとされる (Erickson and Gibbs, 1976 ; 178-181).

(4) その他の研究 (1) — Tittle and Rowe (1974) など —

Tittle and Rowe (1974) は，フロリダ州当局が 1971 年に初めて発行した統一犯罪報告書 Uniform Crime Report 1971 (それは各自治体，郡の逮捕率と犯罪率を含んでいる) に基づき，逮捕率と犯罪率との関係が線型かどうか，逮捕率に，一定の値になって初めて抑止効果をもち始める閾値が存在するのかどうなのか，ということを探究した (Tittle and (117)

図—1 フロリダ州の郡における逮捕率と犯罪率

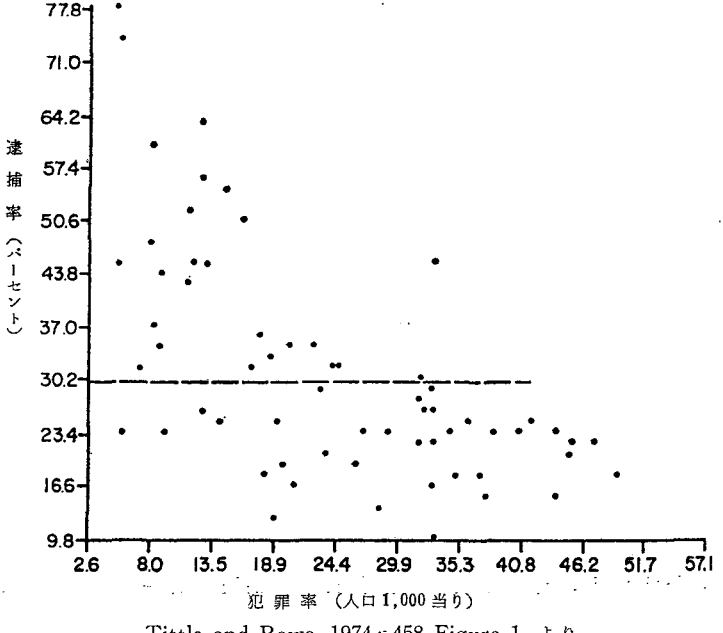

Tittle and Rowe, 1974 : 458 Figure 1. より

Rowe, 1974: 456-457). 彼らはまず，各観察単位のその2変数の値をもとに，それらを図に表わした（図-1，図-2).[118] 逮捕率0.3を境にして観察単位をそれより大きいグループと小さいグループに分けると，前者では逮捕率と犯罪率の間で負の相関が大きいが，後者では負の相関が小さいかあるいは，かえって正の相関がある (Tittle and Rowe, 1974: 458). 結局この研究は閾値を問題にした点で重要である．さらに，Tittle and Rowe (1978) は，基本的に Tittle and Rowe (1974) の繰り返しであるが，[119] やはり，逮捕率0.3のレベルでの閾値の存在が示されている (Tittle and Rowe, 1978: 88).

次に，Brown (1978) はカリフォルニア州の，人口25,000以上の市の1971年，73年のデータ，フロリダ州の，人口2,500以上の市と郡のデータを用い (Brown, 1978: 672), Tittle and Rowe (1974) の追試を行った．その結果閾値の存在は人口が少ないことの属性であることが示された

図—2　フロリダ州の人口2,500以上の市における逮捕率と犯罪率

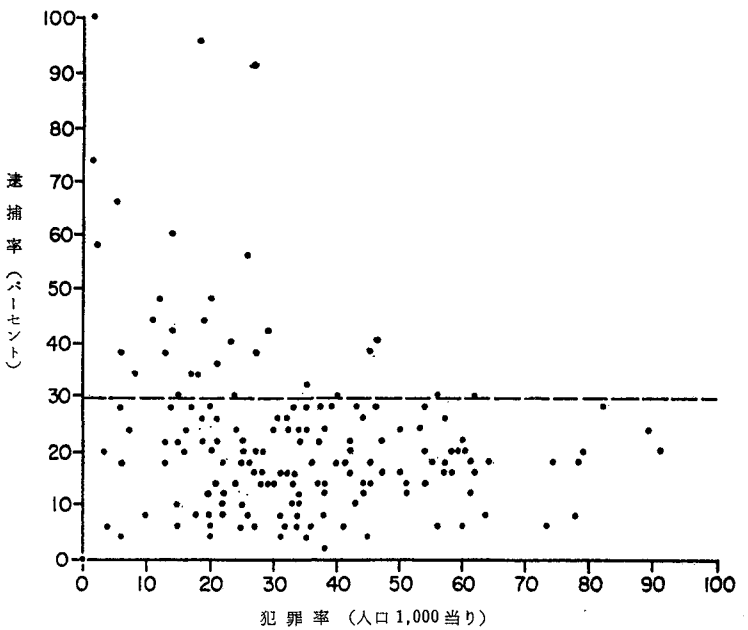

Tittle and Rowe, 1974: 459 Figure 2. より

(Brown, 1978: 673–678). 彼は閾値は単なるみかけ上のものにすぎない可能性もあるが，実質的に存在している可能性もあると述べ，その理由の1つとして，少ない人口のところではサンクションの可視性が高いことをあげている (Brown, 1978: 679–680).[120][121][122]

(5) その他の研究 (2)

Wellford (1974) は，全米で最も大きい方から21の大都市（但しニューヨークは除く）を対象に，犯罪統制に関する変数として逮捕率の他に，警官の人口比，人口1人当りの警察予算，警察予算の市の全予算比を用いて研究を行っている[123] (Wellford, 1974: 198–199). Erickson and Gibbs (1975) は，サンクションの主観的知覚を扱い，Geerken and Gove (1977) は合理的人間の仮定そのものを扱っているが，これらについては，XI. 結論 でふれる. Logan (1975), Greenberg et al. (1979) はエコノメトリックな研究に対する再批判として生じたものであるから，次章で述べる. Sjoquist (1973) は回帰分析の実行にあたって同時推定法を用いてはいないが，基本的には経済学的枠組によっているので次章でふれる.

3. 一応の結論と問題点

総括的に言えば，殺人を扱った Gibbs (1968), Gray and Martin (1969) は，刑罰の確実性及び厳格性と殺人率の間に有意な負の相関を見出している. Antunes and Hunt (1973), Bailey et al. (1974), Chiricos and Waldo (1970), Erickson and Gibbs (1976), Logan (1972), Tittle (1969) は殺人だけではなく各指標犯罪を問題にし，一般的に言えば全体として刑罰の確実性と各指標犯罪の犯罪率との間には負の相関があり，刑罰の厳格性と犯罪率の間には殺人についてのみ負の相関があることを示した（一般的には有意な相関があるというわけではないし，若干の例外も存在するが）. Bailey and Smith (1972), Erickson and Gibbs (1973) は専ら刑罰の厳格性と確実性の関係を扱い，(4), (5) のその他の研究は，特殊な問題を扱っているのだから，結論的に言えば犯罪率と刑罰の確実性，厳格性の関係を扱っている本稿でとりあげたすべての研究が基本的には殺人については，刑罰の厳格性・確実性のいずれもが犯罪率と負の相関を[124]

示し，他の犯罪については刑罰の確実性のみが犯罪率と負の相関を示しているという結果を支持しているように思われる（なお，Nagin (1978 : 105) 参照）.(125)

従って，以上の研究は一応，抑止の仮説を支持しているように見えるが，次のような問題点が存在している.(126)

(1) 暗数の問題

最も広く認められているデータ上の問題は，すべての犯罪が報告されるわけではないという問題，すなわち暗数の問題である (Nagin, 1978 : 124). アメリカの被害者調査によると，全犯罪のうち50%から70%が暗数となっているといわれている (Nagin, 1978 : 124).(127)(128) さらに，暗数の問題と関連して，警察が知った犯罪を記録に記載しないという警察における裁量の問題がある.(129)

ところで暗数が大きいと報告された犯罪数は小さくなるが，報告された犯罪数は犯罪率の分子及び逮捕率，収監率の分母になっているので，その結果犯罪率は低く逮捕率及び収監率は高くなる．従って観察単位ごとに暗数の割合が異なるとそれだけの理由で逮捕率，収監率と犯罪率の間に負の相関をひきおこすのである (Blumstein et al. (eds.), 1978 : 24, 38 ; Nagin, 1978 : 116) (図-3 参照).

図—3　犯罪率とサンクションの確実性の間に負の相関をひきおこす暗数の役割

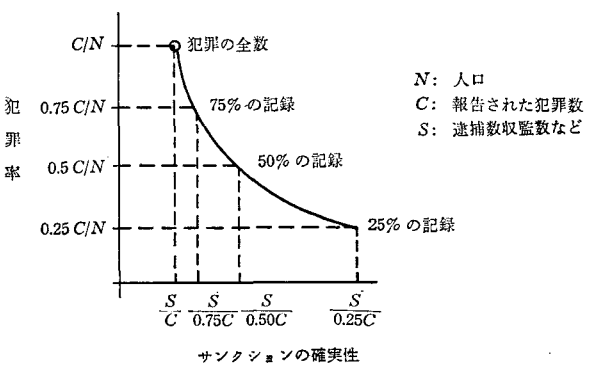

Blumstein et al. (eds.), 1978 : 24 Figure 1 より

(2) その他の問題

(1) で述べた暗数の問題がデータの信頼性に関する最も重要な問題であるが，その他に犯罪の定義がすべての観察単位を通じて必ずしも同じではないという点などいくつかの問題点がデータ上の問題として指摘されている (Beyleveld, 1980 : 71–73). しかしそれらについては本稿では一切省略する.

さらに，収監による隔離は明らかに犯罪率を減少させるから，収監率及び刑期と犯罪率との間の負の相関の一部は収監による隔離の効果に帰せられる. それ故収監による隔離の効果を抑止の効果から分離することが必要になる (Nagin, 1978 : 129 et seq.). しかし収監による隔離効果の推定は高度に技術的な問題であり，本稿では一切ふれない. (130)

(謝　　辞)

本稿の執筆にあたっては，科学警察研究所西村春夫氏，北大法学部助教授宮沢節生氏から貴重な助言を頂き，又同氏ら所有の文献を見せて頂いた. この紙面を借りて両氏に謝意を表したい.

〔注〕

(1) V. 日本における既存の研究　参照.

(2) 一般予防と一般抑止の異同については，III. 一般抑止の概念　でふれる. それまでは両者は同じものである，と考えておいてよい.

(3) 日本における法と経済研究においては，刑事法の分野では，経済学者の研究である山田 (1978) が存在する程度である.

(4) 本稿でとりあげる一般抑止についての研究は法の効果の測定という一般的な問題に対して，何らかの示唆を与えるであろう. しかし，本稿はこの種の論文としては初めてのものであるので，基本的には刑罰による一般抑止に問題を限定して述べることにする.

(5) 後に述べるように，正確には，抑止の独立変数としては，i) 刑罰法規の存在そのもの，ii) 逮捕，有罪の宣告等の法執行機関が行う何らかのサンクション，iii) 警官のパトロール等の警察力の存在そのもの，という 3 つを分けて考えるべきである (なお，刑罰そのものと，法執行機関による実際の執行を分けて考えることについては Zimring and Hawkins (1973 : 141)).

(6) ここでベンタムの名があげられていることが，後に述べるように，刑罰によ

る抑止についての研究と経済学（経済学の基礎にある「人間は自己の効用を最大にするように行動する」という人間像は基本的には功利主義哲学，なかんずくベンタムによって体系化された）が容易に結びつきえた1つの原因となっているのである．

(7) なお，Andenaes (1952: 197; 1966: 953) も参照．

(8) この種の研究を生み出した社会学・犯罪学内部での背景については VI. 犯罪統計を用いた一般抑止研究 (1), 1. その基本的特徴参照．

(9) FBI の80年中間統計に言及したニューヨーク・タイムズの記事など，アメリカの犯罪の現状についての同紙の記事がジュリスト Nos. 736, 739, 741 (1981) の News Box 欄（それぞれ 78–79, 64, 89）にも転載されている．

(10) 但し，ここでは，FBI が統計をとっている指標犯罪 index crimes といわれる7種類の犯罪のみが問題となる．なお，指標犯罪とは，殺人 murder and non-negligent man-slaughter, 強姦 forcible rape, 強盗 robbery, 加重暴行傷害 aggravated assault, 不法侵入 burglary, 50ドル以上の窃盗 larceny $50 and over（その後単に窃盗），自動車盗 auto theft である．指標犯罪の詳しい説明については立山 (1978: 88–94) 参照．

(11) 指標犯罪のうち前4者の合計である．

(12) 指標犯罪のうち後3者の合計である．

(13) 注(10)にあるように，窃盗の定義が途中で変更されているので，具体的な数字を簡単に比較しうるようにあげることはできない．従って具体的な数字については省略する．

(14) 以上の叙述は U. S. Department of Commerce (1973: 146 Table-229), U.S. Department of Commerce (1980: 182 Table-302) による．但し1972年以前の版を参照することができなかったので，1961–64年，66年，及び1959年以前の動向については知ることができなかった（なお，後に述べるように59年以前については FBI の犯罪統計それ自体不完全である）．

(15) 例えば教会関係の団体など．

(16) U. S. President's Commission on Law Enforcement and Administration of Justice (1967) の前書きによると，「国家の犯罪問題の緊急性と，それについての無知を認識し，ジョンソン大統領はこの委員会を設置した．」と述べられている．そしてこの委員会は一般には犯罪に関する諮問委員会 Crime Commission とよばれている．本稿でも以下そのように略称する．

(17) 1965年の法執行援助法案 The Law Enforcement Assistance Act は法執行の効率と能力を改善するための補助金を創設する権限を司法長官に与えている．その法案の通過後，司法長官はその補助金プログラム運営のために司法省内に法執行援助室 Office of Law Enforcement Assistant を設置し，この補助金は3年間続いた (Feeley and Sarat, 1980: 36)．なお，この法執行援助法案については，阪本 (1981: 73) においても言及されている．

(18) 政策実験とは，刑罰と関連した法執行の方法の変更の際に，その影響を調べる研究である．詳しくは，IV. 一般抑止研究の諸タイプ　参照.

(19) アメリカにおける死刑の違憲・合憲論議についてはすでに多数の議論がなされている（例えば，その前後の事情について三井 (1972)，その後の状況について生田 (1976)). しかしそれらは法律的な議論が中心で，本稿の主題からははずれるので，本稿では死刑の違憲・合憲論議については一切ふれない.

(20) 死刑の抑止力の問題は時々人々の関心事の１つになっており，もっとも最近には連邦最高裁判所が死刑の違憲合憲をめぐる一連の判決を下した際と，カナダの国会が死刑の廃止を考慮した際に生じたとされる (Blumstein et al. (eds.), 1978 : 59).

(21) この死刑の違憲判決の後，エコノメトリックな手法を用いて死刑に抑止力が存在することを示した論文が，経済学的な抑止研究の第一人者アーリックによって公にされた (Ehrlich, 1973a. Ehrlich, 1975 はその reduced version である (Ehrlich, 1975 : 397). 私は Ehrlich (1973 a) を参照することができなかった). このアーリック (1975) の分析は，司法次官 Solicitor General によって弁論趣意書の中に導入され，最近の最高裁の判決の中で議論されている，といわれている (Blumstein et al. (eds.) 1978 : 59). なお，このアーリックの研究を中心として死刑の威嚇力を論じたものとして藤本 (1978) がある.

(22) この点については，抑止についての重要な文献のいくつかが，かなり公的・組織的な援助をうけて出版されているという事実もいくばくかの傍証になるであろう．例えば，抑止についての基本的・一般的文献である Zimring (1971) (Zimring and Hawkins (1973) は Zimring (1971) を詳しくしたものである）は，保健・教育・福祉省 U. S. Department of Health, Education and Welfare (現在 U. S. Department of Health and Human Services) の一機関である国立精神衛生研究所 National Institute of Mental Health によって出版されている．又，本稿の基本的なテーマである「経済学の侵略」を象徴する Rottenberg (ed.) (1973) の出版，及びそのもととなった会議の企画には，共和党系のシンク・タンクとして知られるアメリカン・エンタープライズ研究所 American Enterprise Institute for Public Policy Research (朝日 81 年 2 月 10 日朝刊連載 アメリカは動く III. 再生への胎動 10 参照) が深く関与しているのである（なお，Rottenberg (ed.) (1973) 以外にも Economics of Crime ないし，それと同種の題名の本はかなり出版されているが，そのほとんどは，すでに出版された論文を収録したものにすぎない).

さらに，刑事制裁の役割についての全国的に活発な議論に対応するために，司法省の法執行援助局 Law Enforcement Assistant Administration (前述の法執行援助室が後に改組されたもの) の援助のもとに，米国科学アカデミー National Academy of Science の関連団体である米国調査研究審議

会 National Research Council に設置されている法執行と刑事司法研究委員会 Committee on Research on Law Enforcement and Criminal Justice と提携して抑止と収監隔離の効果についてのパネルが構成されたが，抑止研究を最も包括的に取り扱った本の1つである Blumstein et al. (eds.) (1978) は，そのパネルがもととなっている (Blumstein et al. (eds.), 1978: ii, vii, ix. その出版も米国科学アカデミー National Academy of Science によってなされている). なお，Blumstein et al. (eds.) (1978) の簡単な要約として Blumstein (1978) がある.

(23) 例えば，初期の一般抑止研究をリードした Gibbs, Tittle らの専門は社会学である.

(24) 1965年8月に，大統領は連邦政府のすべての省庁に対して PPBS を採用するように命じた (フィッシャー, 1974: 24). もっとも，PPBS それ自体はニクソン政権下で廃止されたが，費用・有効度分析などの政策システム分析は重視され強化されている，とされる (山川, 1981: 196).

(25) コスト分析については (その技術的な方法についてではない)，山川 (1981)，又，特に刑事司法におけるそれについては，Phillips (1980) 参照.

(26) 本稿でしばしば引用されるブラムスティン Alfred Blumstein は，オペレーションズ・リサーチの分野の最も著名な学者の1人である.

(27) 1965年の犯罪の全コストは220億ドルに達し，国民所得の4%を占めるといわれる (Andreano and Siegfried (eds.), 1980: Editor's Introduction: 3).

(28) 犯罪のコストと犯罪統制のための最適な資源の配分の必要性及びこの問題に対する刑事司法担当者の関心については，Zimring (1971), Zimring and Hawkins (1973) 中の Determining Costs in Crime Prevention という項 (前者: 25-31, 後者: 55-62) 参照. そこでは例えば，収監に費やされるコストという面から長期刑を分析しうることがカリフォルニア州の1963-68年の場合を例にあげて説明されている.

(29) 抑止をコストという観点から見ると，そもそも犯罪統制手段としての一般抑止及び特別抑止は警官の増員などに比べて，コストがかからないので刑事司法担当者にとっては魅力的であることが指摘されている (Zimring, 1971: 10).

又，量刑と矯正に関して計画予算 program budgeting の立場からは，抑止 deterrence, 予防 prevention, 更生 rehabilitation, 処罰 punishment, 応報 retribution は長期的な社会的コスト long run social cost を最小とすることを目的とした相互に代替的な手段であるとされる (Sullivan, 1973: 143).

(30) Sullivan (1973: 139) では，犯罪学の分野において経済学者が方法論上・技法上の科学性を武器に自らを売り込むことに成功し，その結果彼らが種々の財団の補助金と，政府の研究費の多くの部分を獲得するようになったことが

述べられている．そして Sullivan (1973: 139–140) は，経済学者の間の犯罪研究の流行について次のように続けている．「大学の経済学者達が犯罪学の分野に群がりはじめ，この問題についての彼らの出版と研究は盛んになっている．(中略) 多数の経済学者とほとんどすべての大規模な経済学の研究機関は，財団と政府に犯罪研究を行うための研究費をしつこく求めている．」更に彼によれば，経済学者は，彼らの研究上の，そして研究費獲得上の競争相手である犯罪学者について次のようにまで言っているのである．「何人かの経済学者は次のように言っているように見える．『もし犯罪学研究者が仕事を止め，家に帰り，自分の選挙区の議員に犯罪者の逮捕率を高めるべく法執行の予算を再配分し刑罰を厳しくすることを求めれば，社会はずっと良くなる』と．」(Sullivan, 1973: 138)

以上の叙述は，アメリカにおける研究費獲得のシステムの中で，経済学者が政策的に問題となっていることがらに目をつけ，研究費あさりをしている様子をよく描いている．そしてこのことは，本文で述べた連邦政府の側からする経済学者の動員と表裏一体をなしているのである．

(31) 彼らは，経済学的なモデルのパラメータ推定を通じて，つまり，犯罪に対する独立変数の弾性値（その意味は後述）から政策上の助言をひき出すことに経験豊かなのである (Beyleveld, 1980: 127).

(32) その方法論的意味については XI. 結論 で述べる．

(33) この合理的選択モデルと対立するのが，社会学における構造機能主義，及び順応主義モデルである (三宅, 1981: 1–2). このように考えると，平井 (1978) が法政策学の基礎にある前提として方法論的個人主義をとっている (平井, 1978: 17–19) 理由が容易に理解される．

(34) Becker (1968) が，犯罪の経済学的研究の初期の論文の中で最も後の研究に影響を与えたとされる (アンデナエス, 1978: (上) 10) が，彼は後の著作の中で経済学的アプローチはあらゆる人間行動に適用可能であるとし，その例として人種差別，言語の発達，教会への出席，死刑，法システム，自殺などをあげている (Becker, 1976: 8–9).

なお，Becker (1968) はいわゆる法と経済研究の日本の研究者からは，経済学者の法研究の１つとして位置づけられている (平井, 1976: (5) 131 (コスト分析として理解されている); 浜田, 1977: 178 (法と経済の境界領域の研究としてあげられている)).

(35) 経済学の侵略について，Rottenberg (ed.) (1973) のマイセルマン D. Meiselman とタロック G. Tullock の序文では，「このプロジェクトは経済学者による法の分野への最近の侵略の一部分である．この経済学帝国主義は犯罪研究において，その発展が将来有望なアプローチの１つである．」とはっきり述べられている．つまり彼らは経済学帝国主義の存在を自覚し，それを善であるとしているのである．

(36) 種々の学問領域への経済学の侵略の中で，犯罪の領域がその大きな柱の1つになったことは単なる偶然ではない．後に述べるように犯罪と経済学の間には思想史的に親近性がある．

(37) このことを数学的に定式化したのが Ehrlich (1973 b : 528–529, 532) である．

(38) 例えば，Andreano and Siegfried (eds.) (1980) では，犯罪研究の経済学的アプローチ，犯罪者／被害者／警察，裁判所，矯正，麻薬，組織犯罪という各タイトルのもとに若干ずつの論文が収録されている．

(39) 同時推定法については，注(47)参照．なお詳しくは VII. 犯罪統計を用いた一般抑止研究(2)　参照．

(40) Ehrlich (1973 b) は，彼の学位論文である Participation in Illegitimate Activities : An Economic Approach 1970, Unpublished Ph. D. Dissertation, Columbia U. をもとにしている．従って実質的には，抑止についての経済学者の研究はそこに始まると考えてよい．

(41) アーリック自身は，「Becker (1968) は犯罪と刑罰の関係を強調する犯罪遂行モデルを展開し，Stigler (1974, original 1970) も同様の枠組で犯罪の供給(ここでは，経済学のアイディアに従い供給という言葉が用いられている)の決定因子を問題にした」と述べている (Ehrlich, 1973 b : 522)．しかし，この叙述はアーリックのベッカー，スティグラーに対する敬意を含んでいると思われ，多少割引して考えなければならない．やはりベッカー，スティグラーは法執行のモデルとの関連で抑止の問題を取り扱ったにすぎないのである．

(42) Ehrlich (1973 b) については，VII. 犯罪統計を用いた一般抑止研究(2) でもう一度ふれる．

(43) 犯罪行動についても市場という概念が使われていることに注意しなければならない．後に Ehrlich (1979) によってはっきりと述べられるように，市場という概念を用いることによってその市場では犯罪者の行動 (犯罪供給函数 supply of offense function として定式化される)，潜在的被害者 (法執行に対する需要函数 demand function として定式化される)，法執行 (法執行生産函数 production of law enforcement function として定式化される) が結びつけられ，何らかの意味の価格を通じて均衡状態にある，ということが含意されているのである (Ehrlich, 1979 : 35)．

(44) 集合的データの意味については，注(70)参照．

(45) 回帰分析については，注(110)参照．

(46) 従って彼によって回帰方程式にとりいれられている外生変数は，便宜的に選択されているのではない．例えば，収入の中位数 median という独立変数は可動資産の量の指標であり，それは犯罪による利益と関連する変数であるというようにそれぞれ意味があるのである．

(47) 同時方程式とは，本文で述べているように，複数の変数が，1つが従属変数他が独立変数という関係ではなく，それらの変数が同時従属変数になってい

る場合における回帰方程式である．その回帰方程式に基づくパラメータ推定法を同時推定法 simultaneous estimation とよぶ．詳しくは，VII. 犯罪統計を用いた一般抑止研究(2) 参照．

(48) しかし，彼の主な貢献は抑止の経験的分析にあるとされる (Becker and Landes (eds.), 1974: Preface xv).

(49) Ehrlich (1979) は，ベンタムのみならず，アダム・スミス Adam Smith, マルサス Robert Malthus, ジェームス・ミル James Mill, ジョン・スチュアート・ミル John Stuart Mill らも，刑罰による抑止の考え方を受け入れている，と述べている (Ehrlich, 1979: 28–30).

もしそうだとすると，基本的な思想においてますます経済学と刑罰による抑止の考え方は近いということになる．

(50) 従って，浜田 (1977: 178) は，結婚とともに犯罪を経済合理性と最もかけ離れた対象としているが，むしろ思想史的に見れば，犯罪は経済合理性になじみ易い分野なのである．

(51) この章では基本的に Zimring (1971), Zimring and Hawkins (1973) に依拠しつつ，議論を行う．

(52) 例えば，International Encyclopedia of the Social Sciences (The Macmillan Company and The Free Press, 1968) においては，国際政治上の概念として説明されている (Vol. 4: 130–133).

(53) 英米諸国で一般抑止 general deterrence として論じられている問題は，ドイツでは (従って日本でも) 一般予防 general prevention として論じられている．そして両者とも明確な概念ではない (アンデナエス, 1978: (上) 10–12). アンデナエスは一般予防の方がやや広い概念であると解しているが (アンデナエス, 1978: (上) 14–15), 両概念が相互交換的に用いられることもある．例えば Sellin (1959: 19), Bankston and Cramer (1974: 253).

(54) 抑止の意味について基本的な合意が存在しないことについては Tittle (1980: 382).

(55) 非常に広い定義の例として Ball (1955: 347).

(56) 後に述べるように，狭い意味での抑止は Zimring and Hawkins (1973) においては，抑止一般ではなく，単純抑止 simple deterrence あるいは直接抑止 direct deterrence とよばれている．なお直接抑止という言葉は犯罪防止技術との関連で非常に狭い特殊な意味で使われることもある (Riccio, 1974: 208).

(57) 刑事法学における一般予防，特別予防という考え方からすぐに予想されるように，通常抑止は一般抑止 general deterrence と特別抑止 special deterrence に分かたれる．特別抑止は有罪とされ罰せられている人を対象としたものであり，一般抑止は人々一般を対象にしたものである (Zimring, 1971: 2; Zimring and Hawkins, 1973: 72. なお，後者の文献では特別抑止は個

別抑止 individual deterrence とも呼ばれている). 又, 抑止ということばは一般抑止のみをさすこともある (Blumstein et al. (eds.), 1978: 13, 16). これは, 特別抑止は再犯 recidivism behavior という観点から研究され, 更生 rehabilitation と収監による隔離 incapacitation の概念に解消されるという理由に基づくのである (Nagin, 1978: 95-96). そして本稿での説明は, 一般抑止を念頭に置いているのである.

(58) つまり, 広い定義では, 脅しの存在によって脅されている行動 threatened behavior が減少すればよいのであって, その心理的メカニズムは問題とされないのである. しかしあくまでも脅し, つまり刑罰の存在が主体となる点で, 単なる規範ないし道徳の内面化とは異なるのである.

(59) この単純抑止 (直接抑止) が先ほど述べた狭い意味での抑止である. アンデナエスはそれを単抑止 mere deterrence とよんでいる (Andenaes, 1966: 950).

(60) ここで述べられている問題は, 犯罪の経済学の基本にあるいわゆる合理的人間の仮定と関連する問題である. 合理的人間の仮定の問題については, XI. 結論 で詳述する.

(61) しかし, 彼らは単純抑止においても, 脅しの情緒的な効果が, 或る場合には非常に小さいが, 他の場合にはかなり大きいということを認めている. すなわち, 脅しが潜在的犯罪者の中に不安ないし恐怖を生ぜしめ, それによって単純抑止がなされることがあるということを認めているのである (Zimring, 1971: 4; Zimring and Hawkins, 1973: 76-77).

このことは, 単純抑止についても, 快と不快の計算者という人間の認知的側面を強調した合理的人間のモデルの他に, 次のような人間のモデル, つまり刑罰の脅しによって不安ないし恐怖が生じ, それによって犯罪が抑止されるという人間の情緒的側面を強調した, 非合理的人間のモデルともいうべきモデルが考えられることを暗示している. この点についても再述する.

(62) 他に, 単純抑止つまり狭義の抑止以外の, 犯罪を防止する心理的・社会的過程の諸タイプ (それらがすべて広義の抑止に含まれるというわけではないが) に言及している文献として, Bankston and Cramer (1974: 270-273. 法的脅しの潜在抑止機能 latent deterrence function という概念を用いている); Gibbs (1975: 57-93); Marwell and Schmitt (1967: 322-326); Andenaes (1966: 150. 単抑止 mere deterrence の他に, 抑止のメカニズムとして刑罰に道徳教育あるいは社会教育効果があることを認めている).

(63) 行動主義心理学的には, 方法論上は, 単純抑止の場合には強化因子である罰を取り去れば消去が生ずるのに対し, ジムリングらがあげる他の抑止のメカニズムの場合には罰を取り去っても消去が生じない, ということから, 両者が区別できるかもしれない. しかし, もしそうだとしても実証計画法のレベルで両者を識別することは困難である.

(64) 集合的データを利用する抑止研究においては，その過程を問うことができないのに，そのデータを利用して抑止研究を行う経済学者は，効用最大化の仮定，つまり，人間は自己の効用函数を最大化するように行動するという仮定をおいている．この仮定は明らかに，単純抑止に対応する仮定である．この点で，経済学者にはモデル構成と，実証計画法の間に乖離があるように思われる．

(65) Zimring (1971: 2) では，全抑止ではなく全体抑止 total deterrence という言葉が用いられている．全体抑止，限界抑止という概念の重要性については，Zimring (1971: 108); Zimring and Hawkins (1973: 12).

(66) Zimring and Hawkins (1973: 72) では，限界抑止の例として y 年と $y+10$ 年の刑期の比較の場合があげられている．又，質的に違うもの，例えば死刑と懲役刑の抑止効果の比較も限界抑止の問題である．

(67) このように拡張された意味において，刑罰の限界効果に注目することの重要性については (全抑止と限界抑止という言葉は使われていないが)，日本の研究者も言及している (田宮, 1972: 175).

(68) 全抑止 absolute deterrence という言葉は全く別の意味にも用いられることがあるので注意しなければならない．例えば，Gibbs (1975: 32–33).

(69) 経済学者は一般に限界的な効果に関心を持つ (Rottenberg, 1973: 7). それ故，抑止の問題に関心を持った経済学者が，限界抑止に目を向けるのは当然であろう．

(70) 個々の個体について測定された変数が与えられているのではなく，サンプル全体について，総数，平均，分散，特定の属性をもつ個体数のような統計量が与えられているデータである．ここでの例でいえば，1つの州というサンプル全体についての犯罪件数，刑期の中位数などが与えられているデータである．

(71) このタイプの研究は，又，あるがままの変動の分析 analysis of natural variation ともいわれる (Blumstein et al. (eds.), 1978: 4).

(72) 実験という概念は，法学者にはなじみの薄い概念である．法学関係の文献で，「実験」に言及しているものとして及川 (1980: 50–55) がある．それを見ればわかるように，実験という言葉は，本来の意味から離れて人によって様々な広い意味に用いられる．しかし，及川 (1980: 55) が正当にもローズ A. Rose を引用して述べているように，条件の統制が本来，実験の要諦なのであり，本稿ではその本来の意味で実験という言葉を用いる．

(73) 例えばリヴァプールの警察のストライキ (1919年)，モントリオールのそれ (1956年，この問題については後述)，ナチによるコペンハーゲン警察の大量逮捕 (1944年) などがあげられている (Cook, 1977: 195. なお，ここでは擬似実験 quasi-experiment という言葉が用いられている).

(74) ランダム割りあてとは言えないまでも，必ずしも同じではないグループを統

制群として用いることは多い (Grizzle and Witte, 1980: 259; Zimring, 1978: 141).

(75) この擬似実験，あるいは政策実験とほぼ同じものをさす言葉として，介入研究 intervention research (Zimring, 1978: 141), 遡及的研究 retrospective research (Zimring and Hawkins, 1973: 270), 前後研究 before-and-after study (アンデナエス, 1978: (下) 34–39) という言葉が用いられることもある.

(76) 統計資料に基づく研究は，刑事司法機構が把握した犯罪を扱うのに対し，ここでは，犯したことを被験者自身が調査の際に認めた犯罪を扱う（従って，マリワナ使用，軽い窃盗などの罪に限られる).

(77) 日本においては，基本的に州が権限を持っているアメリカとは異なり，観察単位ごとに刑罰法規自体が異なるということは条例を除いては存在しないし，又法執行機関の活動のうち，集合的データに基づく研究において主要な変数とされるサンクションの厳格性 (刑期)，その確実性 (収監率，逮捕率など) が裁判所の管轄ないしは行政区域ごとに大きく異なっているとは思えないからである．但し，この事実をもって日本では統計資料を用いた研究は実行困難である，と解してはならない．なぜならアメリカには後に述べるように1つの州内の各市・郡を観察単位とした研究もあるし，犯罪統計資料の詳細さ，正確性については，日本の方がまさっていると考えられるからである（後に述べるように，アメリカでは統計資料が整備され始めたのは1960年以降である (Gibbs, 1968: 519)).

(78) 後に述べるように，アメリカにおいても，警察の活動のいくつかの側面（人口1人当りの警察経費，警官の人口比など）を犯罪統制の独立変数として用いた研究が行われている.

(79) 星野 (1981: 561–600) は，星野 (1976, 77) をふまえた上で，犯罪に対してコスト・アナリシス的発想に基づくアプローチを行っている.

(80) 塙 (1972) は「警邏回数の増加⟶X⟶事故の減少」というプロセスの中で，X として交通違反指導取締の増加による，警官の存在を通じての違反抑止効果を考えている．それ故，塙 (1972) の直接的な問題関心は事故率の減少という点にあるが，それを一般抑止研究と考えることもできる.

(81) 村田・小林 (1972) の紹介として大塚 (1981: 95–97) がある.

(82) 村田・小林 (1972), 小林・小山 (1975) は，いずれも効果的な法執行をめざすという実践的なものではあるが，その目的はあくまでも法執行そのものではなく，調査研究にある (村田・小林, 1972: 40. 小林・小山 (1975) においては統制群まで用意されており，本来の意味での実験に近い (小林・小山, 1975: 18)).

(83) 日本において犯罪の抑止が議論される場合には，問題関心は法執行機関の公的な法執行の抑止力のみに向けられるのではなく，インフォーマルなサンク

ション（家の人との関係がまずくなる等々）の抑止力にも向けられているように思われる（例えば，1979年の犯罪心理学会では「社会的制裁の犯罪抑止力について」というテーマでシンポジウムが行われている）．それ故，ここで言及した調査研究においても，法執行機関の公的な法執行は部分的に扱われているにすぎない．

(84) 本文では翻訳については一切省略した．その主なものとしては，本稿でしばしば引用されるアンデナエス (1978) の他，第4部犯罪と不正というタイトルで犯罪の経済学を論じているマッケンジー・タロック (1977) がある．

(85) 研究者の交流という点からみて，この3国を区別することは無意味である．

(86) 60年代後半以降の研究は，その直接的な影響を Gibbs (1968) あるいは Gibbs (1968) とともに Tittle (1969) にもとめることができる (Beyleveld, 1980 : 41 ; アンデナエス, 1978 : (上) 21)．なお 注(105)参照．

(87) 例えばビューテルの不渡小切手についての研究である (Beutel, 1957 : 349–378)．この研究は独立変数として刑罰の確実性・厳格性ではなく，刑罰法規そのものを用いているところに特色がある．なお，この研究については及川 (1966 : 160–170 ; 1980 : 208–210) 参照．

(88) 死刑の抑止力については，有名な Sellin (1959) をはじめとして Gibbs (1968) 以前から多数の研究が存在する．しかしこの問題については独自の問題が存在するので，本稿では一切ふれない．

(89) 方法論的には，横断的な研究と同じである．

(90) 重要な研究，問題を含む研究については努めて言及したつもりであるが，参照もれ，個人的好みによる歪み，文献入手不可能などの理由で，本来取り扱われるべきなのに本稿で取り扱われていない研究は多数あると思われる．例えば，全く便宜的な理由により本稿では未公刊の学位論文については一切参照されていない．

(91) Tittle (1973) はここで Gibbs (1966) を引用しているが，Gibbs (1966) で言及されているのはキッセ，エリクソン，ベッカーらのラベリング理論である (Gibbs, 1966 : 10–11, The New Conception 参照)．ラベリング理論と抑止研究は，その基本的な考え方において大きく異なるが，刑事司法過程を犯罪に対して独立変数とみるという点では共通なのである．

(92) 1960年になって初めて，州刑務所に収監された，犯罪のタイプごとの人数に関するデータが利用可能になったといわれる (Gibbs, 1968 : 519)．

(93) 実験は科学的・実際的・道義的見地から少なく，政策実験はそれよりは多いが，最も一般的なのは集合的データを用いた，あるがままの変動の分析である，とされる (Blumstein et al. (eds.), 1978 : 4, 20–21)．

(94) ここで述べることの多くは，次章で取り扱う経済学的研究にもそのままあてはまる．

(95) 論理的にはサンクションの迅速性 celerity of sanction も刑罰に関する変

数として問題にされうる．しかし実際には，サンクションの迅速性を扱った研究は存在しない．従って本稿ではそれについては一切ふれない．なお，Beyleveld (1980: xxviii, xxxi) 参照．

(96) 中位数 median とはデータを小さい方から順に並べた時，丁度中央にある数値である (データが偶数の時は中央にある2個の数値の平均)．

(97) 例えば，60年の全国刑務所統計を用いたとすれば，

$$\frac{\text{60年の収監者数}}{\text{59年の犯罪数}} \text{あるいは} \frac{\text{60年の収監者数}}{\text{60年前後の平均犯罪数}}$$

が収監率として用いられる．

(98) 類似の変数として解決率 clearance rate という変数も用いられる．逮捕率と解決率では技術的な定義は若干異なるが，ほぼ同じと考えてよい．

(99) なお，Gibbs (1968) は，棚瀬 (1973: 31-32) において言及されている．

(100) 特定の時点で収監されている収監者の刑期の中位数を用いると，長い刑期の収監者ほど出現頻度が高くなり，サンプルは刑期の重い方にかたよることになる．

(101) Gibbs (1968), さらに(2)で述べる Tittle (1969) が収監率及び刑期を刑罰の確実性及び厳格性の変数として用いることに対し，アンデナエスは次のように批判している．つまり，収監率は拘禁の危険性であって，処罰されることの危険性ではないし，刑期は，罰金，プロベーション等々の存在を無視しているというのである (アンデナエス，1978: (上) 24-25). Gibbs (1968) においては，有罪となれば大部分の被告人が収監される殺人という重罪のみを扱っているのでこの点は問題にならないが，指標犯罪全体を扱っている Tittle (1969) においてはかなり問題となりうる．

(102) χ^2 検定とは一言で言えば，本文表-2のようなクロス表において，縦の側の変数 (ここでは殺人率) と横の側の変数 (ここではサンクション変数) の間に何か関連があるのかを確かめる検定方法である，χ^2 検定は殆んどすべての統計学の本に説明されている．例えば，林 (1963: 180-184).

(103) Tittle (1969) も，棚瀬 (1973: 31) において言及されている．

(104) 資料の年次が Gibbs (1968) と多少異なっている．収監の確実性については，1959-63年の収監者を1958-62年の犯罪数で割り (Tittle, 1969: 412), 犯罪率については1959-63年の犯罪数を1960年の人口で割っている (Tittle, 1969: 413).

(105) Tittle (1969) は Gibbs (1968) の研究を前提としてそれを発展させたものではなく，基本的には独立の研究である (Tittle, 1969: 409-411).

(106) ケンドールの τ とは，順位尺度 ordinal scale で表わされた変数に用いられる順位相関係数の1つである．ケンドールの τ については，例えば安田・海野 (1977: 39) 参照．

(107) しかしこの点は，刑罰の確実性と警官の人口比が負の相関をしているという

事実によって否定される (Tittle, 1969: 420).

(108) しかし彼は，過剰収容の場合には刑務所当局が仮釈放によって刑期を短かくするのではないかと述べ，結局はこの仮説に対して否定的である (Tittle, 1969: 420).

(109) そもそも Gray and Martin (1969) の目的は Gibbs (1968) の再分析にある (Gray and Martin, 1969: 389).

(110) 回帰分析とは一口で言えば，ある観測可能な変量 x (例えば体重) から，ある観測可能な変量 y (例えば身長) を表現する最適な一次式 $y=ax+b$ を見出す方法である．つまり図-4で，$\sum_{i=1}^{n} d_i^2$ を最小にするように a, b を決める方法である．そして重回帰分析は回帰分析の独立変数の個数を2個以上の場合に拡張したものである．相関係数 (ピアソンの積率相関係数 Pearson's product-moment correlation coefficient) は，回帰方程式の予測の精度としても定義されるのである．なお，回帰分析については，殆んどすべての統計学の教科書に説明されている．例えば，林 (1963: 39-44).

図—4 回帰分析

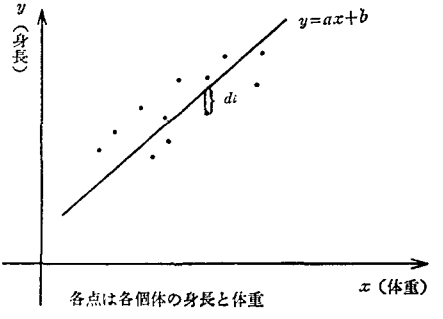

(111) なお，Gibbs (1968), Gray and Martin (1969) の再分析として地域的な変数を加えて分析を行った Bean and Cushing (1971) がある．技法的には，重回帰分析に，当該州が南部に属するか南部に属さないかでそれぞれ1と0の値をとるダミー変数を導入している (Bean and Cushing, 1971: 283-286).

(112) Chiricos and Waldo (1970) は，棚瀬 (1973: 31-32) において言及されている．

(113) Chiricos anb Waldo (1970: 211-213) は，Tittle (1969) について，確実性の変数の定義上，見かけ上の負の相関をもち易いのだ，と主張し，Tittle (1969) は抑止の仮説を支持するものではないとしている．しかし，この Chiricos and Waldo (1970) の，変数の定義上見かけ上の負の相関が生ずるという批判については，論理的な誤りが指摘されている (Logan, 1971: 282-284; Bailey and Martin, 1971: 287-288).

(114) なぜかといえば Gibbs (1968), Tittle (1969), Gray and Martin (1969) に言及して，殺人以外は加法的とは言えないし，殺人も死刑を考慮すると加法的とは言えないからであるとしている (Bailey and Smith, 1972: 531-533).

(115) 結論的には，各指標犯罪について確実性と犯罪率との間には比較的強い負の相関があるが，厳格性と犯罪率との間には，殺人では負の相関があるが他の

犯罪では負の相関はあっても小さいという結果である (Bailey et al., 1974: 136–137, 139–140).

(116) しかし，基本的な結論は従前の研究とかわらない (Antunes and Hunt, 1973: 151 Table 1).

(117) 観察単位がフロリダ州内の郡市であり，サンクションの確実性として逮捕率が用いられているというデータの点でも，従前の研究とは異なる.

(118) 彼らは，郡，人口2,500以上の市の双方について分析を行っている (Tittle and Rowe, 1974: 457).

(119) この研究は，71年，72年のデータによっている (Tittle and Rowe, 1978: 86).

(120) Tittle and Rowe (1974) の追試としては他に，Bailey (1976) がある.

(121) 従ってここでとりあげた問題は，サンクションの主観的知覚の問題と深く関連する．サンクションの主観的知覚の問題については，後に詳しくふれる.

(122) Klein (1973: 107) は閾値の問題をデモンストレーション効果の問題として経済学的に解釈し，まれにしか用いられたことがない厳格な刑罰は殆んど効果をもたないと述べている．そして，その理由として，賞金額は大きいが当選者が1人しかいないくじの例をもち出し，賞金額を小さくしても当選者を増やせばデモンストレーション効果を生ずると述べている.

(123) これらの警察資源に関する変数のもつ意味については次章でふれる.

(124) Chiricos and Waldo (1970) については，彼らの抑止の仮説に否定的な論調にもかかわらず，そう理解すべきではないことは，既に述べた通りである.

(125) なお，刑罰の確実性・厳格性を表わす変数に，多少の問題があることについては注(101)で述べた通りである.

(126) この節での論述では，主として Nagin (1978: 111 et seq.) を参考にした.

(127) つまり，犯罪の測定の手がかりとしては基本的に次の3つ，すなわち官憲，加害者，被害者があり，それぞれが，統一犯罪報告書，被害者調査，自己申告犯罪に対応しているのである (Gottfredson and Gottfredson, 1980: 99). 被害者調査はアメリカでは当初シカゴ大学の全国世論調査センター National Opinion Research Center が，1972年以降，商務省の国勢調査部 Bureau of the Census の協力のもとに法執行援助局が行っている (Gottfredson and Gottfredson, 1980: 103–104). しかしこの調査それ自体についても，そこから落ちている犯罪がかなりあると考えられている (Blumstein et al. (eds.), 1978: 36). なお，アメリカにおける暗数調査については藤本 (1978 b: 8–10) に簡単な説明がある.

(128) Gottfredson and Gottfredson (1980: 103) では，犯罪の実数は統一犯罪報告に報告された数倍に達するとされている.

(129) 特に，重大ではない犯罪については，記録の段階で，意図的あるいは非意図的な歪みが非常に多い．その例として，Nagin (1978: 115 Table 2).

(130) この種の推定では，犯罪の発生がポアッソン分布に従う，というような仮定をおいて行うのであるが，詳しくは例えば Cohen (1978) 参照.

引用文献リスト

Akers, R. L. and Hawkins, R. (1975) *Law and Control in Society*, Prentice-Hall, NJ.

Andenaes, J. (1952) General Prevention: Illusion or Reality, *The Journal of Criminal Law, Criminology and Police Science* 43: 176–198.

——— (1966) The General Preventive Effects of Punishment, *University of Pennsylvania Law Review* 114(7): 949–983.

ヨハン・アンデナエス著, 藤本哲也・朴元奎訳 (1978)「一般予防再考: 研究と政策的意義」(上)(下)『犯罪と非行』Nos. 37, 38: 2–36, 33–66.

Andreano, Ralph and Siegfried, John J. (eds.) (1980) *The Economics of Crime*, Schenkman Publishing Company, MA.

Antunes, George and Hunt, Lee (1973) The Deterrent Impact of Criminal Sanctions: Some Implications for Criminal Justice Policy, *Journal of Urban Law* 51: 145–161.

Bailey, William C. and Martin, J. David (1971) On Punishment and Crime (Chiricos and Waldo, 1970): Some Methodological Commentary, *Social Problems* 19(2): 284–288 (同誌の Communication の項).

Bailey, William C. and Smith, Ronald (1972) Punishment: Its Severity and Certainty, *The Journal of Criminal Law, Criminology and Police Science* 63(2): 530–539.

Bailey, William C., Martin, J. David and Gray, Louis N. (1974) Crime and Deterrence: A Correlation Analysis, *Journal of Research in Crime and Delinquency* 11(2): 124–143.

Ball, John C. (1955) The Deterrence Concept in Criminology and Law, *The Journal of Criminal Law, Criminology and Police Science* 46: 347–354.

Bankston, W. B. and Cramer, J. A. (1974) Toward a Macro-Sociological Interpretation of General Deterrence, *Criminology* 12: 251–280.

Bean, Frank D. and Cushing, Robert G. (1971) Criminal Homicide, Punishment and Deterrence: Methodological and Substantive Reconsideration, *Social Science Quarterly* 52: 277–289.

Becker, Gray S. (1968) Crime and Punishment: An Economic Approach, *Journal of Political Economy* 50: 169–217.

——— (1976) *The Economic Approach to Human Behavior*, University of Chicago Press, Ill. (序文以外は既存の論文を再録したもの).

Becker, Gray S. and Landes, William M. (eds.) (1974) *Essays in the*

Economics of Crime and Punishment, National Bureau of Economic Research, Distributed by Columbia University Press, N.Y.

Beutel, Frederick K. (1957) *Some Potentialities of Experimental Jurisprudence as a New Branch of Social Science*, University of Nebraska Press, Neb.

Beyleveld, Deryck (1980) *A Bibliography on General Deterrence Research*, Saxon House, Hampshire, U.K.

Blumstein, Alfred (1978) Comment: Research on Deterrent and Incapacitative Effects of Criminal Sanctions: Summary of Report of the Panel on Research on Deterrent and Incapacitative Effects, *Journal of Criminal Justice* 6: 1–10.

Blumstein, Alfred, Cohen, J. and Nagin, D. (eds.) (1978) *Deterrence and Incapacitation: Estimating the Effects of Criminal Sanctions on Crime Rates*, National Academy of Science, Washington D.C.

朴元奎 (1979)「刑罰の諸機能に関する実証的研究——リサーチ・デザインとそれに関連した方法論的問題を中心として」『中央大学大学院研究年報』9: 77–92.

Brown, Don W. (1978) Arrest Rates and Crime Rates: When does a Tipping Effect Occur? *Social Forces* 57(2): 671–682.

Chambliss, W. J. (1969) The Impact of Punishment on Compliance with Parking Regulation, in Chambliss (ed.) (1969: 388–393) (但し, The Deterrent Influence of Punishment, *Crime and Delinquency*, Jan. 1966: 70–75 より改題再録).

——— (ed.) (1969) *Crime and the Legal Process*, McGraw Hill, N.Y.

Chiricos, Theodore G. and Waldo, Gordon P. (1970) Punishment and Crime: An Examination of Some Empirical Evidence, *Social Problems* 18: 200–217.

Cohen, Jacqueline (1978) The Incapacitative Effect of Imprisonment: A Critical Review of the Literature, in Blumstein et al. (eds.) (1978: 187–243).

Cook, Philip J. (1977) Punishment and Crime: A Critique of Current Findings concerning the Preventive Effects of Punishment, *Law and Contemporary Problems* 41(1): 164–204.

Ehrlich, Isaac (1973 a) The Deterrent Effect of Capital Punishment: A Question of Life or Death, *Working Paper Series* No. 18, National Bureau of Economic Research (not obtained).

——— (1973 b) Participation in Illegitimate Activities: A Theoretical and Empirical Investigation, *Journal of Political Economy* 81: 521–565.

——— (1975) The Deterrent Effect of Capital Punishment: A Question

of Life or Death, *American Economic Review* 65: 397–417 (Ehrlich (1973 a) の reduced version).

Ehrlich, Isaac (1979) The Economic Approach to Crime: A Preliminary Assessment, *Criminal Review Year Book* 1: 25–60.

Erickson, Maynard L. and Gibbs, Jack P. (1973) The Deterrence Question: Some Alternative Methods of Analysis, *Social Science Quarterly* 54: 534–551.

——— (1975) Specific versus General Properties of Legal Punishments and Deterrence, *Social Science Quarterly* 56 (3): 390–397.

——— (1976) Further Findings on the Deterrence Question and Strategies for Future Research, *Journal of Criminal Justice* 4: 175–189.

Feeley, Malcom M. and Sarat, Austin D. (1980) *The Policy Dilemma: Federal Crime Policy and the Law Enforcement Assistant Administration* 1968–1978, University of Minnesota Press, MN.

G. H. フィッシャー著, 日本オペレーションズ・リサーチ学会 PPBS 部会訳 (1974)『システム分析における費用の扱い』東洋経済新報社.

Flynn, Edith Elisabeth and Conrad, John P. (eds.) (1978) *The New and Old Criminology*, Praeger Publishers, N.Y.

藤本哲也 (1978 a)「アメリカにおける死刑論議のもう一つの側面」『犯罪と非行』No. 35: 21–45 (同,『犯罪学講義』八千代出版, 1978: 343–371 に再録).

——— (1978 b)「犯罪と暗数」宮沢・藤本 (編) (1978: 1–13) 所収.

福永秀明 (1981)「犯罪統制に関する実証的研究の展開」『犯罪心理学研究』18 (特別号): 94–95.

Geerken, Michael and Gove, Walter R. (1977) Deterrence, Overload and Incapacitation: An Empirical Evaluation, *Social Forces* 56 (2): 427–447.

Gibbs, Jack P. (1966) Conceptions of Deviant Behavior: The Old and the New, *Pacific Sociological Review* 9: 9–14.

——— (1968) Crime, Punishment and Deterrence, *Southern Social Science Quarterly* 48 (4): 515–530.

——— (1975) *Crime Punishment and Deterrence*, Elsevier, N.Y.

Gottfredson, Don M. and Gottfredson, Michael R. (1980) Data for Criminal Justice Evaluation: Some Resources and Pittfalls, in Klein and Teilmann (eds.) (1980: 97–118).

Gray, Louis N. and Martin, J. David (1969) Punishment and Deterrence: Another Analysis of Gibbs' Data, *Social Science Quarterly* 50 (2): 389–395.

Greenberg, David F., Kessler, Ronald C. and Logan, Charles H. (1979) A Panel Model of Crime Rates and Arrest Rates, *American Sociological*

Review 44 : 843-850.

Grizzle, Gloria A. and Witte, Ann D. (1980) Criminal Justice Evaluation Techniques : Methods other than Random Assignment, in Klein and Teilmann (eds.) (1980 : 259-302).

浜田宏一 (1977)『損害賠償の経済分析』東京大学出版会.

林　周二 (1961)『統計学講義』丸善.

平井宜雄 (1976)「法政策学序説」(1)~(9)『ジュリスト』Nos. 613, 614, 616-622 ; 62-67, 107-113, 116-121, 123-127, 129-135, 105-108, 98-103, 88-92, 129-137.

――― (1978)『法政策学講義案』東京大学出版会教材部.

星野周弘 (1976, 77)「公共の安全性に寄与する警察活動の研究」『科学警察研究所報告防犯少年編』17(2), 18(1) : 145-162, 1-25.

――― (1981)『犯罪社会学原論――犯罪・非行の発生過程と一般予防』立花書房.

細井洋子 (1981)「警察の社会統制機能について――スウェーデンの一つの実験を中心に」『法律時報』53(5) : 141-143.

生田典久 (1976)「米国連邦最高裁の死刑に関する新判例とその背景」(上)(下)『ジュリスト』Nos. 626, 627 : 97-103, 95-103.

川島武宜 (編) (1973)『法社会学講座 8 (社会と法 2)』岩波書店.

Klein, B. (1973) Comments on the Papers in Seminar, in Rottenberg (ed.) (1973 : 103-112).

Klein, Malcom W. and Teilmann, Katherine S. (1980) *Handbook of Criminal Justice Evaluation*, Sage Publications, CA.

小林　実・小山賀代 (1975)「横断歩行者の挙動におよぼす警察官の監視効果」『科学警察研究所報告交通編』16(1) : 17-25.

Logan, Charles H. (1971) On Punishment and Crime (Chiricos and Waldo, 1970) : Some Methodological Commentary, *Social Problems* 19(2) : 280-284 (同誌の Communication の項).

――― (1972) General Deterrent Effects of Imprisonment, *Social Forces* 51 : 64-73.

――― (1975) Arrest Rates and Deterrence, *Social Science Quarterly* 56(3) : 376-389.

Marwell, C. and Schmitt, D. (1967) Compliance-Gaining Behavior : A Synthesis and Model, *The Sociological Quarterly* 8 : 317-328.

R. マッケンジー・G. タロック著, 大熊一郎・鵜野公郎訳 (1977)『新経済学読本――人間行動の探求』秀潤社.

三井　誠 (1972)「米連邦最高裁『死刑違憲判決』の検討――“死刑は残虐かつ異常な刑罰”をめぐって」『法律時報』44(12) : 83-99.

三宅一郎 (1981)「合理的選択理論の諸前提」, 三宅 (編) (1981 : 1-12) 所収.

――― (編) (1981)『合理的選択の政治学』ミネルヴァ書房.

宮沢浩一・藤本哲也 (編) (1978)『新講犯罪学』青林書院新社.

村田隆裕・小林　実 (1972)「車両速度の変化を指標とした取締の効果」『科学警察研究所報告交通編』13(1): 36–42.

Nagin, Daniel (1978) General Deterrence: A Review of the Empirical Evidence, in Blumstein et al. (eds.) (1978: 95–139).

及川　伸 (1966)『実験主義法学』法律文化社.

——— (1980)『法社会学と実験主義法学』法律文化社.

太田英昭 (1967)「リスク・テーキング決定因としての主観確率 (第1報)」『科学警察研究所報告防犯少年編』8(1): 1–10.

大塚博保 (1981)「交通指導取締の心理」『季刊現代警察』26 啓正社創立10周年記念号: 88–100.

Phillips, Llad (1980) Cost Analysis, in Klein and Teilmann (eds.) (1980: 459–472).

Riccio, Lugius J. (1974) Direct Deterrence——An Analysis of the Effectiveness of Police Patrol and Other Crime Prevention Technologies, *Journal of Criminal Justice* 2: 207–217.

Rottenberg, Simon (1973) Introduction, in Rottenberg (ed.) (1973: 1–8).

——— (ed.) (1973) *The Economics of Crime and Punishment*, American Enterprise Institute for Public Policy Research, Washington D.C.

阪本昌成 (1981)「犯罪情報とプライヴァシー ——アメリカにおける自動化システムをめぐる議論から」『法律時報』53(9): 71–82.

Schwartz, Richard D. and Orlens, Soya (1970) On Legal Sanctions, in Schwartz and Skolnick (eds.) (1970: 533–568) (original *University of Chicago Law Review* 34(2) (1967): 283–300).

Schwartz, Richard D. and Skolnick, Jerome H. (eds.) (1970) *Society and the Legal Order: Cases and Materials in the Sociology of Law*, Basic Books, N.Y.

Sellin, Thorsten (1959) *The Death Penalty: A Report for the Model Penal Code Project of the American Law Institute*, The Executive Office, The American Institute, Pa.

荘子邦雄・大塚　仁・平松義郎 (編) (1972)『刑罰の理論と現実』岩波書店.

敷田　稔 (1980)「刑事司法工学の必要性 —アジアにおける過剰収容の解決策—」『司法研修所論集』66 (1980-II): 1–21.

Sjoquist, David Lawrence (1973) Property Crime and Economic Behavior: Some Empirical Results, *The American Economic Review* 63(3): 439–446.

Stigler, George J. (1974) The Optimum Enforcement of Law, in Becker and Landes (eds.) (1974: 55–67) (original *Journal of Political Economy*

78 (1970)).

Sullivan, Richard F. (1973) The Economics of Crime: An Introduction to the Literature, *Crime and Delinquency* 19: 138–149.

塙　克郎 (1972)「機動警ら密度と事故率との関係についての一考察」『科学警察研究所報告交通編』13(1): 106–111.

高橋良彰 (1970)「不正行為の規定因に関する研究 (I) —特に成功率と罰の予測を中心として—」『科学警察研究所報告防犯少年編』11(2) (No. 20): 73–82.

——— (1977 a)「犯罪抑止力から見た社会的制裁の尺度化」『犯罪心理学研究』12(2): 1–7.

——— (1977 b)「想定された犯罪行為に対する社会的制裁についての青少年の認知: 特に制裁の確実性と厳しさについて」『科学警察研究所報告防犯少年編』18(1) (No. 33): 55–65.

高橋良彰・西村春夫 (1975)「非行少年の社会統制に対する認知 —特に初犯少年の発覚・逮捕・罰に対する犯行前認知について—」『犯罪心理学研究』11(1): 1–9.

——— (1976)「犯罪に対する青少年の評定 —刑罰の重さ・悪さの程度・恥の度合・発覚の可能性について—」『科学警察研究所報告防犯少年編』17(1) (No. 31): 1–8.

田宮　裕 (1972)「犯罪と死刑」荘子他 (編) (1972: 143–203) 所収.

棚瀬孝雄 (1973)「規範的コミュニケーションと法の実効性」川島 (編) (1973: 25–84) 所収.

立山龍彦 (1978)「米国における犯罪の現況 —Uniform Crime Reports を中心に—」『法学新報』85(4=6): 85–95.

Tittle, Charles R. (1969) Crime Rates and Legal Sanctions, *Social Problems* 16(4): 409–423.

——— (1973) Punishment and Deterrence of Deviance, in Rottenberg (ed.) (1973: 85–102).

——— (1980) Evaluating the Deterrent Effects of Criminal Sanctions, in Klein and Teilmann (eds.) (1980: 381–402).

Tittle, Charles R. and Rowe, Alan R. (1974) Certainty of Arrest and Crime Rates: A Further Test of Deterrence Hypothesis, *Social Forces* 52: 455–462.

Tittle, Charles R. and Rowe, Alan R. (1978) Arrest and Crime: More on the Deterrence Problem, in Flynn and Conrad (eds.) (1978: 85–95).

上原正夫 (1980, 81)「アメリカにおける最近の犯罪事情」(1), (2)『判例タイムズ』Nos. 425, 426: 52–53, 38–39.

U.S. Department of Commerce (1973) *Statistical Abstract of the United States 1973*, U.S. Government Printing Office, Washington D.C.

——— (1980) *Statistical Abstract of the United States 1980*, U.S. Gov-

ernment Printing Office, Washington D.C.

U.S. President's Commission on Law Enforcement and the Administration of Justice (1967) *The Challenge of Crime in a Free Society*, U.S. Government Printing Office, Washington D.C.

Waldo, G. P. and Chiricos, T. G. (1975) Perceived Penal Sanction and Self-Reported Criminality: A Neglected Approach to Deterrence Research, in Akers and Hawkins (eds.) (1975: 340-355) (original *Social Problems* 19 (1972)).

Wellford, Charles R. (1974) Crime and the Police, A Multivariate Analysis, *Criminology* 12(2): 195-213.

山田太門 (1978)「犯罪と刑罰のゲーム論的分析」『三田学会雑誌』71(1): 38-44.

山川雄巳 (1981)「費用便宜分析」三宅 (編) (1981: 191-216) 所収.

安田三郎・海野道郎 (1977)『社会統計学』(改訂2版), 丸善.

Zimring, F. (1971) *Perspectives on Deterrence*, National Institute of Mental Health, Center for Studies of Crime and Delinquency, Md.

——— (1978) Policy Experiments in General Deterrence: 1970-75, in Blumstein et al. (eds.) (1978: 140-173).

Zimring, F. and Hawkins, G. J. (1973) *Deterrence: The Legal Threat in Crime Control*, University of Chicago Press, Ill.

(本稿執筆にあたっては，とりわけ Blumstein et al. (eds.) (1978), Beyleveld (1980) を参考にした.)

(未　完)

Does Punishment Deter the Crime?—Focusing on Economic Studies in America

Yoshiyuki MATSUMURA*

In Japan, there are very few empirical studies on general deterrence and there is almost no economic study of crime. In order to develop these studies in Japan, this article introduces and evaluates general deterrence studies in America with particular focus on the economic approach. Firstly, the author explains how and why economic studies in the field of crime, and especially in that of general deterrence, have developed vigorously in America. Three causes are pointed out: 1. The U. S. Government mobilized economists in order to establish the optimal crime control policy. 2. Economics has come to deal not only with economic behavior in a strict sense but also with whatever behavior is regarded as a choice under uncertainty. This is the problem of so called "economic imperialism". 3. In terms of history of thought, both the notion of deterrence and that of the utility maximizer (Economics is founded on the latter) can be traced back to utilitarianism in England, especially, Bentham's.

Secondly, the author clarifies the concept of deterrence and other related concepts. Thirdly, before treating economic studies, the author refers to non-economic studies using aggregate data (i. e. Uniform Crime Reports; National Prisonor Statistics etc.), that is, Gibbs (1969), Tittle (1969), Gray and Martin (1969), Logan (1972), Tittle and Rowe (1974) and so on. The author indicates their major findings (generally, they confirm the deterrence hypothesis) and their faults in terms of the data problem.

(to be continued)

* Associate Professor of Law, Faculty of Law, Hokkaido University